

日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)提言に対する

日本政府のレポート

平成30年4月

注:本レポートの記載内容は、平成29年12月31日時点までの状況に基づき、作成されている。

## 目次

ワーキング・パーティー1:貿易, 投資と規制における協力 .....	3
1. 日・EU 経済関係の強化(WP-1/#01/ EJ to EJ) .....	3
2. 野心的なブエノス・アイレスWTO閣僚会議に対する要求(WP-1 / # 02/ EJ to EJ) .....	4
3. 国際規格の適用と規制協力の強化(WP-1/#03/EJ to EJ) .....	6
(1)総括的提言 .....	6
(2)共通の化学品規制の策定 .....	8
(3)共通の資源効率政策の策定 .....	9
(4)AEOのメリットの拡大 .....	10
(5)模造品・海賊版・密輸品対策 .....	11
(6)UN規則の採用 .....	12
4. BEPS行動計画およびその他税制問題に対する提言 (WP-1/#6/EJ to EJ ) .....	13
(1)総論 .....	13
(2)CbCRについて .....	14
(3)APAについて .....	15
(4)納税者の情報の守秘について .....	15
(5)総括 .....	16
(6)租税条約について .....	17
5. 基準・製品認証の調和と相互承認。 国際規格の可能な限りの受入れ(WP-1/ #8/ E to J) .....	20
(1)自動車 .....	20
(2)建設用製品 .....	21
(3)鉄道 .....	22
(4)加工食品 .....	24
(5)LEDランプと照明器具 .....	26
(6)ラベル表示に関する規則 .....	27
6. 自己検定及びリスク評価(WP-1/#09/EJ to EJ) .....	28
7. 自動車 (WP-1/##10 /E to J ) .....	29
8. 燃料電池自動車(WP-1/#011/EJ to EJ) .....	30
9. サービス分野における自由で開かれた競争の確保 (WP-1/#12/E t o J) .....	31
10. 運送・物流(WP-A/ #13 / E to J) .....	32
11. 航空 (WP1-/#14/E to J) .....	33
12. 政府調達 (WP-1#16/E to J) .....	35
ワーキング・パーティー2: ライフサイエンスとバイオテクノロジー／健康・福祉 .....	37

1. 医薬品GMPに関する相互承認協定(MRA)の拡大 (WP-2/#01/ E J to EJ).....	37
2. 日本・EU両政府及び民間セクターによる新しい植物関連技術に関する科学的知見の普及促進(WP-2/#03/EJ to EJ).....	38
3. 動物医薬品に係る販売許認可及び GMP 認証の相互承認(WP-2/#4/ EJ to EJ).....	39
4. イノベーションを適切に評価する安定的かつ予見性の高い薬価制度改革の 必要性 (WP-2/#07/EJ to EJ).....	40
5. 農薬製品及び植物バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮(WP -2/#10/EJ to EJ).....	42
 ワーキング・パーティー3: デジタルイノベーション・モビリティ.....	44
1. グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力 (WP-3/#01/EJ to EJ ).....	44
2. デジタル経済に向けたプライバシー保護とイノベーション(WP-3/#2/E J to EJ).....	46
3. デジタル経済に向けた協力(WP-3/#05/EJ to EJ).....	49
4. デジタル経済に向けたスキル開発(WP-3/#06/EJ to EJ ).....	51
5. デジタル社会に向けた一貫した取り組み(WP-3/#08/EJ to EJ).....	52
 ワーキング・パーティー4: エネルギー, 環境, 持続的成長.....	54
1. エネルギー基本政策(WP-4/#02/EJ to EJ).....	54
2. 再生可能エネルギー(WP-4/#05/EJ to EJ).....	56
3. ICTによるスマートグリッド・配電ネットワーク統合(WP-4/#06/EJ to EJ).....	57
4. 省エネルギーとエネルギー効率(WP-4/#08/EJ to EJ ).....	59
5. 資源効率・循環経済の促進(WP-4/#11/EJ to EJ).....	60

## ワーキング・パーティー1:貿易・投資と規制における協力

### 1. 日・EU 経済関係の強化(WP-1/#01/ EJ to EJ )

#### BRTの提言

BRTはEUと日本に対し、EPA合意後に目を向けること、ならびにこのイノベーションとデジタルの時代にふさわしい新たな高いレベルの協力の枠組みの構築に着手するよう求める。

第一に、産業界は、産業界がこの協定の実施中に生じる可能性のある潜在的問題を確認できるようにするために、合意後のあらゆる監視メカニズムの中での発言権を求める。透明かつ効果的な協定の実施を確実なものとするために、BRTは両政府に対し、各条項が実施されたときに同条項を公表し、それらの経済に対する影響を評価して、同条項の実施によってEPAで提起された特定の問題がどのように対処され、EPAで話し合われていない問題を含め、他の関連する問題にどのように対処しうるかを示すよう求める。BRTは、各リストを定期的に更新するよう提言する。

第二に、BRTは、グローバルなバリューチェーンを改善し、イノベーションの成果を確保するためには、貿易阻害要因になり得る非関税措置を撤廃するための国際ルールの採択だけでなく、基準調和を含む前向きで創造性に富む規制面での協力も必要であるという見解を再度表明する。BRTは、日・EU 両政府に対し、創造性に富む全面的な規制協力を開始し、その過程のなかで、EUと日本の産業界の実質的参加を確保するよう求める。

第三に、データの機密保護およびデータフローの分野で、BRTはEUと日本の間でのデータの機密性およびデータの自由な流通の一貫性を確保するために、断固たる措置と対策の必要性を強調する。

最後に、BRTは、日・EU両政府に対し、先週の大枠合意を足がかりと、関係者が創り上げてきたモメンタムを維持することによって、近い将来EPAを妥結させるための努力を継続するよう求める。

#### <背景>

EUと日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、日・EU経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させるために一層の取組を進めることができる。両者は現在、日EU間の貿易・投資及び協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日EU関係の構築に取り組んでいる。世界的な金融不安と経済の不確実性を共に乗り越えるべく、懸命な努力を進めているなか、長期的、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EUと日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。日EU関係は遅れをとってはならない。

### 現在までの取組

日EU・EPAについては、2017年7月6日の第24回日EU定期首脳協議において、安倍晋三内閣総理大臣、ドナルド・トラスク欧州理事会議長及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長との間で、大枠合意に至ったことを確認した。その後、日EU間で精力的に作業を進め、同年12月8日に安倍晋三内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長との電話会談において、交渉妥結を確認した。

日EU・EPAにおいて、非関税措置については、自動車、ワイン及び食品添加物に関連した規定を設けた。また、規制協力に関しては、規制措置案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、規制に関する良い慣行についての情報交換、規制協力活動、計画中又は既存の規制措置に関する情報交換など、高い水準の内容を規定する規制協力章を設けた。データの機密保護及びデータフローの分野については、同EPAの発効後3年以内に、日EUがデータの自由な流通に関する規定を置く必要性について見直しを行うことを規定した。

さらに、2017年7月6日の第24回日EU定期首脳協議の際に発出された安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言を踏まえ、日EU・EPAの枠組み外の取組として、日EU当局間で、相互の円滑な個人データ移転を語る枠組みの構築について議論を進めてきた。

### 今後の見通し

日EUは日EU・EPAの早期署名及び発効を目指し、最大限の努力を傾注していく。同時に、日本は、同EPAの活用を促進し、同EPAから最大限の利益を引き出すべく、同EPAについて適切な形で説明及び情報の提供を行う。

また、日EUは、同EPAの発効後、同EPAの規定を適切に実施し、必要に応じて適切な措置をとる。

日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みについては、2018年第一四半期に最終合意することを想定して日EUで作業を進めており、EUにおいて一般データ保護規則(GDPR)が発効するまでに新たな枠組みを構築することを目指している。

## 2. 野心的なブエノス・アイレスWTO閣僚会議に対する要求(WP-1 / # 02/ EU to EJ)

### BRTの提言

米国の新政権が多国間貿易以上に二国間交渉を重視する手法を取るなど、保護主義圧力が高まる世界において、EUと日本は世界貿易の秩序を維持し、自由化を

推進する公正なルールの礎としてのWTO 協定の重要な価値観を他のWTO 加盟国と共有すべきである。グローバルなバリューチェーンのより一層の裨益を図るというWTOの交渉の根幹は強化されるべきであり、同時にこの点において、EUと日本は中心的な役割を果たすべきである。WTOが多角的貿易ルール設定組織の中核的役割を維持すべきことは明白である。この文脈において、EUと日本がWTO 加盟国を先導し、例えば交渉プロセス効率化のためのプロセスの再評価、残りのDDA項目実現の推進、DDAを超える問題に関する新たなルール作りでの合意等により、変貌を遂げる世界貿易環境にWTOがより良く適応させるべきである。

BRTは貿易費用を10～15%削減し、1兆ドルの貿易を増大し、国際貿易の推進役となりうる貿易円滑化協定(TFA)の発効を歓迎する。その目的は、通関手続きを迅速化し、貿易を容易・迅速かつ安価に行えるようにし、明確性、効率性、透明性をもたらす、官僚主義や汚職を減らし、技術の進歩を活用することである。

加えて、BRTは、日・EU両政府が他のWTO加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠な他の項目についても、さらに探究することを提言する。これには、例えば、デジタル貿易、補助金、輸出規制の緩和、投資(円滑化)および競争の項目が含まれる。これらの項目の探求によって、多角的貿易体制における利益を増強し、ルール作りにおけるWTOの中心的な役割を強化するものである。

BRTは、これらの問題に関する進展を強く支持し、日・EU 両政府には、DDA交渉の前進に向け、交渉を活発化させ、弾みをつけることができるように一層の努力を求めると共に、サービス貿易協定(TiSA)や環境物品協定(EGA)など、プल्ली協定のタイムリーかつ成功裡の締結推進を求める。

さらに、BRTは、日・EU両政府に対し、物品と部門との間で不公平な差別をしない限りにおいて、環境物品を含めるWTOの対象物品およびサービスの世界自由貿易の実現に向けて最大限努力するよう要請する。

しかし、関税自由化は、最終製品のみに限定すべきでなく、実際に効果を与えてバリューチェーンのグローバル化を考慮に入れるべく、バリューチェーン全体の物品を含めるべきである。

最後に、BRTは、ナイロビでの第10回WTO閣僚会議で合意に至った情報技術協定(ITA)の拡大が合意されたことを歓迎し、2015年12月の合意どおり、さらなる加盟国・地域及び対象製品の拡大に向けた議論を日EU 両政府が主導することを期待する。

#### **現在までの取組**

2017年12月10－13日に開催された第11回WTO閣僚会議(MC11)では、日本として議論に建設的に貢献した。特に、電子商取引の分野で、日本は有志国閣僚

会合を豪州・シンガポールと共催し、米国、EUや途上国を含む70か国・地域の参加を得て電子商取引等の貿易関連側面についてのWTO交渉に向けて探求的作業に取りかかる意思を表明する共同声明を発出した。また、零細・中小企業(MSMEs)、投資円滑化といった今日的課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の閣僚声明が発出された。その他、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画、TRIPSの非違反申立てに係るモラトリアムの延長が決定された。

また、環境物品協定(EGA)について、日本はEGA交渉の早期再開に向けて、産業界や学識者、政府関係者を集めたEGAシンポジウムを2017年8月29日に北京で開催した。

#### 今後の見通し

電子商取引分野及び漁業補助金に関する作業計画等、MC11の議長声明で示された指針に基づきWTO加盟国で作業を継続する。また、有志国による閣僚声明が発出された電子商取引、零細・中小企業(MSMEs)、投資円滑化といった貿易の今日的課題について、関係国で議論を進めていく。併せて、2017年に発効した貿易円滑化協定の更なる実施に向け、議論を進めていく。

### 3. 国際基準の適用と規制協力の強化(WP-1/#03/EJ to EJ)

#### BRTの提言

##### (1) 総括的提言

BRTは、国際的に取引されている製品の試験・認証に対する国際的に調和された技術要件および手続きを共同で策定し、これを適用することを強く支持する。

BRTは、日・EU両政府に対し、規制協力を強化し、両経済の対話を増やすことを提言する。その目的は、ビジネスを促進し、日・EUの経験を世界のその他の地域に広めるために、貿易と投資に対する障壁を取り除くことである。

この目的を達成するために、BRTは、日・EU両政府が関連するフォーラムで、国際的な製品規格と認証手続きを共同で策定するよう奨励する。BRTは、日・EU両政府に対し、可能な限り多くの分野でかかる規格を適用するよう提言する。

国際規格がまだ策定されていない場合、BRTは、日・EU両政府に対し、可能かつ妥当な時期に、機能面で同等な要件に基づいて認証されている製品の輸入、販売または使用の相互認証を受け入れるよう求める。

共通の規制環境の利点を考慮し、BRTは、日EU・EPAには規制協力を推進し、日EU両政府が貿易・投資の障害となる不必要な措置を講じないことを保証するための枠組みを含めるよう提言する。

BRTは、日EUの政策立案者に対し、双方の既存および今後の規制に対する理解を深めるよう提言する。日EU間で調和された規制の枠組みが未だ策定されていない場合、日EUの両規制当局は、国内の技術規制・適合性評価手続きを定期的に見直し、一層の基準調和の範囲を定めて行くことが望ましい。使用した科学的・技術的裏付けを含め、これらの見直しの結果は、両規制当局間でやりとりし、かつ要請があれば企業にも提供するものとする。

BRTは、日EUの規制機関に対し、自らの取り組みが貿易および投資に対する思わぬ障害とならないよう、新たな規制の策定が内外の企業にもたらす影響を調査するよう提言する。両国の規制機関は、規制面での相違ならびに新たな貿易障壁を作り出さないように、法制化に関する年間作業計画をできるだけ早い段階で交換することが望ましい。さらに、双方の対話を効率的に進めるために、法案を起草する場合の早期警戒システムに合意することが望ましい。

日EUの政策立案者は互いの経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用することによって、よりよい規制を推進するための共同戦略を立てるべきである。このプロセス全体を通じて、両政府は企業との緊密な対話を行うことが望ましい。

BRTは、日EUサミットのリーダーに対し、EPAが生きた協定であり、経済界の分野特有の問題に取り組む規制協力を可能にする、盤石かつ包括的な枠組みとなることを保証するよう求める。昨年の中での提言の中で、BRTは、2015年3月17日、経済産業省と欧州委員会成長総局(DG GROW)との間で行われた日・EU 産業政策対話で、規制協力に関する共同文書が採択されたことを歓迎した。長年にわたり規制協力を提唱し、これが将来に向けた重要課題であると認識しているBRTとしては、この共同イニシアチブが、来るべきEPAを強化すると同時に、これを補完、加え、堅固で、前向きかつ持続的な規制協力の枠組みを整えることを希望している。BRTは、日・EU両政府の規制協力への支援に前向きである。

最後に、この10年間の初めに調印した複数のMRAが、それらスキームの対象製品のEUおよび日本の規制両方に従った試験・承認を不要にするための真の相互承認取決めとなるために、BRTは、これらMRAを現代に適応させること、ならびに最新のものへと更新することを求める。

#### <背景>

BRTは、規制協力が両経済の経済繁栄の鍵となると確信している。EPA が妥結されれば、この協定の下で、新たな規制が両当事者にもたらされる市場アクセスの恩恵を無効にしたり、損なったりすることはなく、また両者の貿易に新たな障壁を作り出すことがないことを保証するだけでなく、互いの協力による恩恵をさらに増し、最終的にそうした規制協力を他の二国間および多国間関係まで拡大していくためにも、両経済の関係を拡大・強化することが重要になる。

2014年4月8日および9日のBRTの会合で、日本側は、日EU両政府がBRTなどの中心的存在と合同で、例えば今後30年にわたる関係に対する長期的展望から生じる将来的課題を検討すべきであると提案した。

#### 現在までの取組

経済産業省と欧州委員会域内市場・産業・企業・中小企業総局(成長総局)は、日EU双方の規制の将来の相違を回避し、新技術の商品化を促進するため、早期の段階からの規制協力を推進。(参考:2017年6月にブリュッセルで開催した日EU産業政策対話で日EU規制協力を進めることで一致。)

このほか、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくため、規制改革の調査審議機関として規制改革推進会議を2016年9月に設置した。規制改革推進会議では、個別の規制の必要性・合理性について調査審議を行い、規制改革事項を答申として2017年5月に取りまとめた。また、政府は、当該規制改革事項の着実な実現を図るため、「規制改革実施計画」の閣議決定を行った。

#### 今後の見通し

経済産業省と欧州委員会成長総局は、引き続き、規制協力に関する議論を推進する。

規制改革については、2018年6月をめぐりに、規制改革推進会議において答申を取りまとめる予定。

## (2) 共通の化学品規制の策定

#### BRTの提言

EUのREACHおよびRoHS、そして日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律(化審法)」といった化学品規制政策は、グローバルなサプライチェーンに対して多大な影響を及ぼす。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制対象物質リストとリスク評価およびデータ共有に対する共通の手法を確立すべきである。このような共通の規制環境が整備されれば、コスト軽減によって産業界に恩恵が及ぶだけでなく、価格の低下と一貫した保護によりユーザーと消費者の利益にもなる。

さらに両政府は、内分泌かく乱物質やナノ物質などの新たな問題に対する共通政策を策定すべきである。また、両政府は、企業と協力して開発途上国におけるサプライチェーンマネジメントを支援すべきである。

#### 現在までの取組

これまで、日EU産業政策対話・化学品WGにおいて、双方の規制当局が情報共有を行うとともに、規制分野での協力について意見交換を実施している。

内分泌かく乱物質やナノ物質については、OECD化学品委員会及び化学品・農業・バイオテクノロジー作業部会合同会合等の場を活用し、EUをはじめとする規制当局と、情報共有や意見交換を実施している。

さらに、日本はアセアン各国との対話を行っており、その成果等についてEUの規制当局とも共有している。

#### 今後の見通し

双方の規制当局は、引き続き化学物質管理に係る情報共有や意見交換を実施していく予定である。また、新たな問題に関する議論も、引き続きOECD等の適切な場でEUを含む規制当局と連携していく。

### (3) 共通の資源効率政策の策定

#### BRTの提言

日EU 両政府は、日EU間での適切なインセンティブ、標準化された方法、基準および環境物品宣言様式を用いて、資源効率を含むエネルギー効率という概念を推進し、そのような政策が国際的に共有されるよう互いに協力することが望ましい。

両政府は、多国間レベルで協力し、省エネルギー規制、それに関連するラベリングの規則、環境・カーボンフットプリント制度の国際的調和を推進することが望ましい。

#### 現在までの取組

日本政府は、家庭・業務部門における徹底した省エネを推進するため、省エネ法のトップランナー制度に基づき、自動車・家電製品・建材等の性能目標を設定し、製造又は輸入事業者にも目標達成を求めている。平成28年10月に、乗用車等の燃費基準達成判定に燃費の国際統一試験法を導入し、平成29年7月に同試験法で得られる走行環境毎の燃費表示を義務付けている。また、平成29年3月に、ショーケースに係る目標を新たに設定した。なお、我が国は、WTOのTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）に基づき、WTO加盟国に対し当該目標案の概要を事前に通報している。

タイプⅢ環境ラベルについて、日本政府が実施していた実証研究事業を経て2002年から民間事業としてエコリーフ環境ラベルプログラムが実施されている。

また、製品のカーボンフットプリント(CFP)について、日本政府が実施していた試行事業を経て、2012年から民間事業としてCFPプログラムが実施されている。2017年4月、両プログラムは、環境ラベルプログラムとして統合された。

#### 今後の見通し

日本政府は、引き続き省エネ法のトップランナー制度に基づき、自動車・家電製品・建材等の性能向上を図るとともに、新規追加したショーケースについても「省エネルギーラベル」等を活用し、製品の省エネ性能の消費者への情報提供を行っていく。また、電子計算機(サーバーを含む)及び磁気ディスク装置の省エネ基準の見直しにおいて、測定方法の国際調和を検討していく。

環境ラベルプログラムを実施する民間事業者と定期的にコミュニケーションを取り、引き続きISO等の国際的な指針と整合的な制度としていく。

#### (4) AEOのメリットの拡大

##### BRTの提言

日EU両政府は、認定事業者(AEO)にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。BRTは、2010年6月の日EU間のAEOの相互承認協定の合意後、両政府が定期的に議論を行っているものの、事業者にとっての具体的な利益は明らかになっていないと認識している。2015年のEUのプログレスレポートによれば、この相互承認取決めの範囲は「セキュリティと安全性」に限定されている。BRTは、この点で、企業が過剰な管理上の負担を課されることなく、輸入に対してさらに大きな責任を担った上で、一層の自由を得られるように、輸入手続きを簡素化することに重点を置くよう希望する。BRTは、輸入手続きの簡素化の実現が必要な場合、両政府は法的根拠の拡大を検討すべきであると提言する。

##### 現在までの取組

日EU間のAEO相互承認は、2011年5月から円滑に実施されており、日EU双方のAEO事業者の貨物が相手国の税関手続において、相互承認のメリットを受けることができるようになっている。日EU両政府の税関当局は、一層の協力を図るため、2017年1月の日EU税関協力合同委員会では、AEO制度の相互承認の利用促進等について議論した。

日本政府は、AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進させるため、事業者が抱えている具体的事例について、官民で意見交換・情報収集を行い、可能な改善策についての検討を行っている。

そのような検討の結果、「輸出入申告官署の自由化」として、輸出入申告を蔵置官署に対して行うという原則は維持するが、AEO事業者が行う輸出入申告については、特例的に非蔵置官署に対して行うことを可能とすること、及び通関業の営業区域制限を廃止すること等を、2017年10月8日から実施している。

## 今後の見通し

日EUのAEO相互承認については、日EUの税関当局間で、引き続きAEO相互承認実施のフォローアップを行うとともに、相互承認の利用促進等について引き続き議論することとしている。

今後も、AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進させるため、事業者が抱える具体的事例について、官民で意見交換・情報収集を行い、可能な改善策についての検討を行う。

## (5) 模造品・海賊版・密輸品対策

### BRTの提言

BRTは、EUおよび日本が互いに、また第三国の政府と協力して模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するよう努めるなど、内外における模造品・海賊版・密輸品の取締りに向けた取り組みを強化することを希望する。

BRTは、日本政府に対し、個人消費を目的とした個人による模造品の国内への持ち込みや輸入を可能にする抜け穴を塞ぎ、模造品を扱うすべての取引を違法とするよう要請する。

BRTは、知的財産権の税関取締りに関する2013年6月12日の欧州議会および理事会規則(EU)608/2013に対する支持を改めて表明する。同規則は、手続きの簡素化などBRTの主要な提言がある程度反映されている。しかし、BRT、EU政府に対し、真正品輸入業者の財政負担を軽減する方法を探るよう要請する。

BRTは、2012年4月19日に欧州議会および理事会によって採択された規制に従い、欧州模造品・海賊版監視部門(Observatory on Counterfeiting and Piracy)の役割が増大することを希望する。

BRTは、税関当局に対し、扱う製品に関するより多くの情報の提供、現場での検査官の訓練、WCOのIPM(インターフェース・パブリック・メンバーズ)のより効果的利用に関する訓練を検査官に実施するなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、検査の効率性の向上や検挙率の上昇を図るよう提案する。

### 現在までの取組

日本政府は、知財侵害発生国の税関職員等を対象とした研修の実施等を通じ海外の人材育成に取り組むと共に、模造品・海賊版が取引される違法サイトへの対策として、違法サイトに関する情報を中国等の外国政府に提供しその削除を要請するほか、インターネット・サービス・プロバイダーや知財権の権利者等と連携し違法サイトによる消費者被害の防止に向けた取組を実施している。

また、動画配信サイトに掲載された海賊版コンテンツの削除に加え、利用者を正規

版コンテンツに誘導する仕組みの構築を支援する等、インターネット上の知財侵害対策を進めている。

知財侵害物品の輸入や国内流通の撲滅のため、全国の税関・警察において知財侵害物品の集中取締りを実施する等取締り強化を図ると共に、特許庁において啓発キャンペーンを実施し、知財の問題についての国民意識を醸成している。

#### 今後の見通し

日本政府はインターネット上での模造品・海賊版被害の状況等について引き続き外国政府及び関係機関等と意見交換や情報交換を行うとともに、知財侵害に対する厳格な対応を要請する。

さらに、インターネット上での模造品・海賊版対策を進展させるべく、インターネット・サービス・プロバイダーや知財権の権利者等インターネット取引関係者等との協力を強化するとともに、関係省庁と連携して必要かつ適切な措置を積極的に講じていく。

### (6) UN規則の採用

#### BRTの提言

自動車分野において、日EU両政府は、日EU双方の自動車輸出にかかる規制遵守コストの削減を目的として、相互認証の恩恵を拡張することによりUN規則の採択を加速させることが望ましい。また日EU両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車などに用いられる環境負荷を考慮した新たな駆動系技術が市場にスムーズに導入されるよう国際的に調和された技術要件や試験手順の確立に努めるべきである。

#### <6. の背景>

1998年、日本はアジアで初めて、「国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国でUN規則に沿って型式承認を受けた車両装置は、当該規則を採択している他の加盟国での検査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の乗用車の型式承認に含まれる47分野のうち41分野で、UN規則を採択している。

#### <1-6の一般的背景>

これらの提言の実現は、EUと日本双方のビジネス環境の大幅な改善につながる。

#### 現在までの取組

国連規則(UN規則)の採用について、日本政府は、日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下の自動車基準調和世界フォーラム

ム(WP29)において進められ、2017年11月のWP29において採択される国際的な車両型式認証の相互承認制度(International Whole Vehicle Type Approval :IWVTA)の実現に向けた活動の一環として、当該規則について必要な改正等を行った上で採用を進めてきている。日本政府は、欧州委員会とともに、WP29に設置されたIWVTAに係る専門家会議の共同議長を務める等、IWVTAの推進に積極的に貢献してきている。

#### 今後の見通し

日本政府は、引き続き、日本における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、IWVTAに関する活動を促進するとともに、WP29において基準の国際調和を進めていくこととしている。

### 4. BEPS行動計画及びその他の税制に対する提言(WP-1/#6/EJ to E J)

#### (1)総論

##### BRTの提言

BRTは、国際的に公正な税制の枠組みと公平な競争環境の創出を支持する。同時に、BRTは、日EU両政府がBEPS(税源浸食と利益移転)行動の実施が企業に対するさらなる管理上の負担を創り出すことのないようにするよう要請する。

##### 現在までの取組

日本は、公平な競争条件の促進やTax certainty向上のため、BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて、EUとともに中心的な役割を担ってきた。同プロジェクトにおいては、OECDによる数次にわたるパブリック・コンサルテーションなど、経済界の意見を国際課税のルールに反映させるための取組が行われた。日本政府は、包摂的枠組(Inclusive Framework)の参加国・地域拡大に大きく貢献してきた(現在の参加国・地域は100か国以上)。BEPS防止措置は国際的に一貫した方法で実施される必要があるため、包摂的枠組参加国の拡大は非常に重要である。

また、日本政府は、同プロジェクトの勧告を受け、国内の税制や関連手続を整備するに当たり、経済界・関係省庁とのヒアリング等を通し、経済界のコンプライアンス・コストや法令を順守している納税者に対する予見可能性に配慮している。

##### 今後の見通し

BEPSプロジェクトは、実施フェーズに入っており、日本政府としては、今後も法改正の要否も含め検討し、合意された措置を着実に実施していく予定。引き続き、経済

界からの意見も汲み取りつつ、多国籍企業の過度な租税回避を防止するための制度の検討を行っていく。

また、日本は、BEPSパッケージの時宜を得た、一貫した、着実な実施の確保及び残された課題への対応のために各国が協調して行動できるよう、EUを含む国際的なカウンターパートとの協力を引き続き行う。

## (2) CbCRについて

### BRTの提言

BRTは、BEPS行動 13の移転価格文書の中のマスターファイルローカルファイルの制度を実施するための OECD/G20各国による協定を歓迎する。

BRTは、遵守コストおよび不透明性を大幅に低減するような方法で、EU加盟国と日本との間の二国間および多国間の関係において整然と、かつ成功裏に実施されることを切望する。この点に関連して、マスターファイル及び CbCR レポートは一旦多国籍企業(MNE)の最終親会社とその所在国の税務当局に提出したうえで、その子会社所在国の税務当局は当該国と親会社所在国との租税条約における情報交換条項に基づき入手するものとする手続きが、納税者に過度の負担をかけることを避ける観点からOECD勧告に示されているが、グループ子会社所在国の税務当局が直接マスターファイル及びCbCRレポートの提出を要求する事例が散見される。

BRTは、グループ子会社所在国は、OECD勧告に示された手続きを遵守し、直接子会社にマスターファイル及びCbCRレポートの提出を強要することのないよう要望する。

### 現在までの取組

CbCRについては、BEPS行動13の最終報告書において子会社方式の適用は条約方式による情報交換が行えない場合の例外的な方法として勧告されており、我が国の制度も同勧告を踏まえて措置されている。子会社方式の適用は、(1)最終親会社等の居住地国において、CbCRの提出義務が課されていない場合、(2)(情報交換の枠組みとなる条約等の国際合意はあるものの、)CbCRの交換に必要な適格当局間合意がない場合、(3)(適格当局間合意はあるものの、)体系的不履行が認められる場合に限定されており、企業側の負担に配慮した制度となっている。また、日本におけるCbCR法制の下では、上記(1)又は(2)に該当する場合であっても、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項については子会社方式による提供を要しないこととなっている。さらに、現在我が国を含めた多くの国が策定に関与し、OECDが公表・更新している同勧告内容の実施解釈ガイダンスにおいても、企業の予見可能性を確保し、過度な負担を生じさせないように、子会社方式の適用範囲の明確化等を図っている。

## 今後の見通し

現在OECDにおいて、日本を含む各国のCbCRに係る勧告とBEPS最終報告書の内容の整合性についてピア・レビューを行っており、(1)国内法制、(2)情報交換体制、(3)守秘義務・適切使用の3分野について、審査基準に従っていない項目が認められる場合には改善勧告が行われる。我が国としては、OECDのピア・レビューに積極的かつ協力的に対応し、我が国のCbCR法制等が最終報告書の勧告内容と整合的であることを国内外に示すとともに、他国が最終報告書の勧告内容を超えて子会社方式を適用することがないように、他国に対するレビューについて適切に参画してまいりたい。

## (3) APAについて

### BRTの提言

BRTは、EU、その加盟国および日本の政府が、二国間および多国間の事前確認制度(APA)の成立を促進させることを目指すよう提言する。

### 現在までの取組

日本政府は、国際的な二重課税回避を目的とする事前確認を進めるため、租税条約に基づく相互協議を通じて、EU加盟国との二国間及び多国間交渉に積極的に関与してきている。日本の国税庁は、要員の確保やEU加盟国の税務当局との関係強化に取り組みつつ、相互協議を通じた効果的かつ効率的な事案解決に努めている。

## 今後の見通し

日本政府としては、日EU加盟国間における国際的な二重課税を回避するため、引き続き、二国間及び多国間交渉を通じた事前確認事案の効果的かつ効率的な処理に努めたい。

## (4)納税者情報の守秘について

### BRTの提言

- ・BRTは、国別報告制度を通じて開示が必要な情報の範囲は、公平な競争関係を実現するために、国際的に整合性があり、BEPS行動13に合致していることが重要であることを強調する。
- ・BRTは、欧州委員会の公開国別報告の提案は、納税者情報の秘密を侵害するものであるから、これに反対する。
- ・加えてBRTは、BEPS 行動13が求めるように、納税者に関する情報は税務当局

によって秘密が保持されるべきであることを指摘したい。

#### 現在までの取組

日本のCbCR法制は、BEPS行動13の最終報告書で示されたモデル国内法に整合的であり、また、納税者情報の守秘は重要な課題であると認識している。

この点、EUにおける国別報告書制度(パブリックCbCR)は、国際協調に反していないかと懸念を持っている。日本政府として、これまでも様々な機会(大臣レベル含む)において懸念を表明しているところであり、引き続き様々な機会を通じて働きかけを行っていきたい。

なお、CbCRの共有にあたっては、守秘、一貫性、適切な使用の確保が重要である。現在、各国の国内法制等がBEPS行動13の最終報告書の勧告に沿ったものとなっているかについて、ピア・レビューが行われており、守秘の観点からも各国は審査を受けているところである。CbCRのピア・レビューは2017年から2019年の3年間で段階的に実施され、第1フェーズに当たる2017年は、主に法令面から上記3分野の審査が行われてきた。

#### 今後の見通し

EUにおける国別報告書制度(パブリックCbCR)は、BEPSの合意では非公表とされた情報を公表するものであり、「BEPS合意の足並みを揃えた実施を通じた公平な競争条件の確保」を困難にするリスクがある。そのため、今後も様々な機会を通じて働きかけを行っていく。

また、CbCRに関するピア・レビューにつき、第2フェーズ以降では、法令面のみならず実際の運用面についてもピア・レビューが実施される予定である。今後行われるピア・レビューの結果をよく精査し、各国によって整備されている制度につき問題が認められれば、適切な対応を議論してまいりたい。

### (5) 総括

#### BRTの提言

2013年に OECD/G20各国によって合意されたように、BEPS 行動計画によって策定された措置の導入が、法令を順守している納税者に対する無用の不確実性や予期せぬ二重課税を招くべきではない。

#### 現在までの取組

→総論(1.総括)にて回答済み

#### 今後の見通し

→総論にて回答済み

## (6)租税条約について

### BRTの提言

BRTは、日本および EU 加盟国13か国(オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国)を含む20ヶ国が、条約関連の紛争を規定された時間内に解決することを保証するためのメカニズムとして二国間租税条約の中で義務的かつ拘束力を有するMAP(相互協議)仲裁を規定すると確約したことを歓迎する。

BRTは、このメカニズムをEU全加盟国と日本との間に拡大することを提言する。

### 現在までの取組

BEPS行動14のミニマムスタンダードにおいて、各国は相互協議手続における仲裁制度に対する立場を表明することが求められているところ、相互協議手続における仲裁規定を積極的に租税条約に盛り込むことを我が国の方針としている。その方針に基づき、2017年12月31日現在、日本は既に11のEU加盟国(イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、ラトビア及びリトアニア)を含む15か国との間の租税条約に仲裁規定を導入している。

また、日本政府は、2017年6月7日に税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(BEPS防止措置実施条約)に署名し、仲裁規定を含まない既存の租税条約にその導入を拡大することを目指して、同規定の適用を選択することを予定している。

### 今後の見通し

日本政府は、仲裁規定の導入が、納税者にとっての法的安定性を高めるとともに、ひいては二国間の健全な投資・経済交流を促進すると考えており、日本政府は、引き続き二国間交渉及びBEPS防止措置実施条約を通じた仲裁規定の導入に努める。

## 【1. 成長とイノベーションにつながる、より簡素で、負担が軽く、合理的な税制を追求すること】

### BRTの提言

1. 成長とイノベーションにつながる、より簡素で、負担が軽く、合理的な税制を追求すること。簡素で負担が軽く合理的な税制は、課税回避や節税への誘因を低下させる。この税制には、特定の保有基準を超える事業投資から得られた配当金およびキャピタルゲインに対する追加的な法人税を免除する資本参加免税を含めることが望まし

い。

#### 現在までの取組

平成 27 年、28 年度税制改正で実施した法人税改革は、租税特別措置の見直し等により、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を「より広く負担を分かち合う」構造へと改革するものであり、平成 28 年度改正では、「法人実効税率20%台」への引き下げを実現した。

平成 29 年度税制改正においては、企業の「攻めの投資」や賃上げの促進など経済の好循環を促す観点から、企業の研究開発投資の増加や賃金引き上げを強く促す改革を行った。

#### 今後の見通し

これらの法人税改革により、投資拡大や賃上げなど企業の積極的な取組が進むことを期待しており、こうした企業の取組み状況をよく見極めていく。

### 【2. 管理上の負担を減らすこと】

#### BRTの提言

2. 管理上の負担を減らすこと。税制が複雑になればなるほど、また税負担が重くなればなるほど、企業側と税務当局にとって、遵守または法執行のためにより多くの時間と費用が必要になる。

#### 現在までの取組

2.→【総論部分】(1.総括)にて回答済み

#### 今後の見通し

2.→【総論部分】(1.総括)にて回答済み

### 【3. 投資誘致における健全な競争を促進すること】

#### BRTの提言

投資誘致における健全な競争を促進すること。投資を決定する場合、税額、人的資源およびインフラが決定的役割を果たすことが多い。日・EU 両政府は、投資誘致のために、これら3つの要因について健全な方法で推進し、競い合うべきである。

#### 現在までの取組

日本政府は2020年までに外国企業の対日直接投資残高を35兆円に倍増することを目指しており、これまでの取組により、外国企業から日本でのビジネス・生活環境における利便性向上が求められてきた事項が改善し、我が国の投資魅力度は着実

に向上している。

こうした中、対日直接投資を更に促進するため、2016年5月に「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を対日直接投資推進会議で決定した。これに基づき、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について議論するため、規制・行政手続見直しワーキング・グループを立ち上げ、2017年4月に、同ワーキング・グループでの議論を踏まえた「規制・行政手続見直しワーキング・グループ とりまとめ」を決定した。

#### 今後の見通し

2020年までに外国企業の対日直接投資残高を35兆円に倍増する目標を達成するため、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」や「規制・行政手続見直しワーキング・グループ とりまとめ」に基づき、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化を進める等、引き続き、我が国のビジネス環境等の改善や、海外からの投資の呼び込みに積極的に取り組む。

#### 【4.二重課税の回避について】

##### BRTの提言

さら、BRT は、日・EU両政府に対し、次を提言したい。

二重課税を排除すること。二重課税は、国境を越えた事業活動にとって依然として大きな負担となっている。EU加盟国と日本は、両国間の租税条約を改革し、可能な限り、配当、使用料および利子の支払いに対する源泉税を免除することを保証すべきである。

##### 現在までの取組

日本政府は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や仲裁制度等の導入を通じて二重課税を除去し、日・EU間の投資・経済交流を一層促進する観点から、積極的にEU加盟国との租税条約ネットワークの拡充に取り組んでいる。2017年は、EU加盟国との間で以下のとおり6件の新規締結・全面改正について署名又は発効に至った。

- (1) オーストリア(全面改正, 1月署名)
- (2) ラトビア(新規締結, 7月発効)
- (3) リトアニア(新規締結, 7月署名)
- (4) スロベニア(新規締結, 8月発効)
- (5) エストニア(新規締結, 8月署名)
- (6) デンマーク(全面改正, 10月署名)

## 今後の見通し

日本政府は日EU間の投資・経済交流が一層促進されるよう、EU加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に引き続き積極的に取り組んでいく方針である。

## 5. 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ(WP-1/ #8/ E to J)

### (1)自動車

#### BRTの提言

日本政府は、欧州規格(EN)や国際標準化機構(ISO)規格によって承認された製品またはCEマークの認証を受けた製品の輸入を受け入れることに消極的な態度を示しているが、それによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、調和された基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

日本政府は、EUで認証された自動車は改造またはさらなる試験を必要とせず日本で販売できるよう、日本が乗用車に対する認証を義務付けていながら、現時点で国連による承認を日本の国内要件への適合性を証明するものとして認めていないすべての分野において、関連する国連規則を採用すべきである。さらに、日本政府は、あらゆるEPAの規定の範囲内に含むべき日本の商用車の技術要件の国際的調和へ向けて努力することが望ましい。

さらに、日EU・EPAには、将来の市場アクセスの障壁が生じることを防ぐために、全車種(すなわち、乗用車および商用車)を対象とする自動車附属書を含めるべきである。

#### <直近の進捗状況>

##### 一解決済み:8項目

76 GHz レーダー、閉鎖型クランクケース換気装置、DRL、TNS・PHPの変種、超小型モビリティ、軽合金ディスクホイールのリムマーキング、車両型式の定義、座席スペースおよびヘッドクリアランス

##### 一解決済み - 要確認:4項目

タグアックスルのGCW(連結車両総重量)、タイヤ/ホイール突出部、後部排気

## 管の角度, 車両全体検査

### 一未解決: 4項目

打刻／エンボス加工 - VIN(車両登録番号)項目 - 燃焼機関及び電動機,  
耐久試験

### 現在までの取組

WP-1/#WP1-#3/EJ to EJ6の回答を参照。

### 今後の見通し

WP-1/#3/EJ to EJ6の回答を参照。

## (2)建設用製品

### BRTの提言

日本政府, EU政府と協力して, すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)のすべてを相互承認するよう努力すべきである。残念ながら, このような規格が未承認の状況が, 床張り材部門や屋根板部門に関して未だによく見受けられる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立たないことが認められる。

さらに日本政府は, 技術的な規制やガイドラインが透明性をもってわかりやすく解釈されるよう, 地方自治体や地域機関に対する支援を向上させることが望ましい。

### <直近の進捗状況>

一定の進捗はあるが, 取り組むべきことは, まだ多く残されている。なお, BRTは, 2013年4月, 2014年4月, 2015年4月, 2016年4月のプロGRESSレポートの中で, ISOとJIS/JASとの矛盾の問題について日本政府から回答はなく, むしろ海外の試験施設がJIS/JASに則って試験を実施する可能性に焦点を当てる選択をしていた点を指摘する。

### <背景>

日本の建設部門は長年極めて「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も, こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

### 現在までの取組

JAS/JISは任意規格であり, また, JAS制度/JISマーク表示制度も任意の制度ではあるが, WTO/TBT協定を順守して定められている。

JAS制度／JIS表示制度では、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関（JAS）／外国登録認証機関（JIS）として登録を受けることが可能となっている。実際、JAS制度において、欧州の機関は既に登録外国認定機関に登録されている。

また、登録に当たっては、製品認証を行う機関の国際的基準である ISO/IEC17065 を登録基準に採用しており、特に複雑な登録要件を課しているものではないと考えている。

したがって、欧州の適合性評価機関がJAS制度／JIS表示制度に基づく業務を行うことは、当該分野における政府間の相互承認協定がない現時点においても可能である。

#### 今後の見通し

必要に応じて関係機関への説明等を行いながら、引き続き適切な制度運用に努めて参りたい。

### (3) 鉄道

#### BRTの提言

欧州と日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、日本で同様の試験を再度行うことが求められる。この点については、ある事業者から複数回連絡を受けている。二重試験によって輸入コストが上昇し、EU製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU政府は、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（その逆も同様）仕組みの構築に向けて協力すべきである。

さらに、BRTは、日本市場の安全対策を満たすかまたはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が必要なのかについての理解をEUの企業が深められるように、基準や要件が開示されたシステムを確立するよう日本に対し提言する。

BRTは、各事業者が異なる性能要件を有する可能性については理解するものの、個々の事業者が独自の安全基準や要件を採用している現状とは異なり、日本国内のすべての事業者が同一の安全性要件や基準を用いることが望ましい。第一段階として、ある事業者による試験結果と承認は、他の国内の事業者によって受け入れられるようにすべきである。

しかしBRTは、最近の動向について認識しており、日本の事業者による初の入札要請については前向きな見方をしている。BRTとしては、日本に対し、安全性にマイナスの影響を及ぼすことなく、競争の活発化と透明性の向上につながる入札制度をさらにうまく活用するよう提言する。

### <直近の進捗状況>

ある程度の進捗はあるものの、日本には、すべての事業者が遵守すべき共通の適合性審査制度がないという核心的な問題は今も残っている。BRTは、事業者の中に今後の調達予定のリストを公表する試みがあることに留意し、これを市場アクセスの向上実現のための幸先の良い第一歩であると見ている。

### <背景>

日本の安全性基準および規制は公表されていない。したがって、海外のメーカーが満たすべき要件を正確に把握することは不可能である。さらに、満たすべき安全性要件について厳密に規定した法律は存在しないため、原則として各事業者が独自の試験要件を定めることができる。

### 現在までの取組

- ①鉄道の安全基準は、各国の輸送の実情や過去の事故の経験等を踏まえ整備されてきており、その担保の方策については、日EU間で相違がある。  
日本では、国が強制規格に対する適合性審査を行っており、欧州のように、第三者による認証等を通じた製品の安全確保のための規制を設けていない。  
日本の供給者が日本において基準への適合性が認められている場合であっても、日本からEUに輸出される製品は、EUにおける適合性審査を受けることとされている。また、各鉄道事業者が自らの要求に合致しているか試験できることは、日EU共通であると承知している。
- ②日本政府は、強制規格及び強制力はないが強制規格に適合する標準的、具体的な数値を示した解釈基準を定めており、これらの英訳版を Web で公表している ([http://www.mlit.go.jp/english/2006/h\\_railway\\_bureau/Laws\\_concerning/index.html](http://www.mlit.go.jp/english/2006/h_railway_bureau/Laws_concerning/index.html))。
- ③標準化活動の分野において、日本は、鉄道国際規格センターを中心に、JISC-C EN/CENELEC情報交換会等による欧州との定期的な情報交換や、ISO/IEC等の国際規格開発への積極的な協力を通じて、試験方法等を含むJIS規格との調和等を推進している。
- ④日本の鉄道事業者は、これまでと変わらず、安全性及び信頼性のある製品を求めており、優れた欧州製品も積極的に調達していく用意があると聞いている。

- ⑤今般、日本の技術基準とEUのTSI(インターオペラビリティ技術仕様: Technical Specifications for Interoperability) との対比表を作成するとともに、関係する鉄道事業者に対し、供給者に課す試験・実験に関して内外無差別な取扱いをすること、及び確固たる関心を示した欧州の供給者に対しては実施基準の適切かつ該当する部分を内外無差別に開示するように通知した。日本の鉄道事業者は具体的措置を講じるものと承知している。日本政府としては、欧州の供給者により日本の鉄道事業者への具体的なアプローチがされることを期待する。

#### 今後の見通し

日本政府は、標準化活動の分野における協力を引き続き推進するとともに、日EU間の相互理解を深めるための専門家・鉄道関係企業間の対話を促進していきたい。また、市場アクセスの向上に貢献する日EU・EPAの発効に向けて、必要な作業を行っていく。

#### (4)加工食品

##### BRTの提言

加工食品に関しては、日・EU間の基準と技術要件の違いと輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会(FSC)は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を推進することにより、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 承認プロセスの迅速化及び根本的な改正に加えて、認可食品添加物の種類を大幅に増やすこと。
- b) 重複評価のコストを削減するため、適合性評価手続きの相互承認を実現すること。
- c) 申請手続きのすべての段階に期限を設けること。期限に関するガイドラインは存在するが、それには承認手続きの一部しか含まれていない。そのため、申請者は申請に要する期間を把握することが難しい。

##### <直近の進捗状況>

日・EU FTA/EPA交渉で議論が進められているが、具体的な進展はなかった。我々は、2014年のプログレスレポートが、日本政府が食品添加物指定等相談センターの設立に伴い承認手続きの「標準処理期間」の設定を検討していることに言及していたことに着目する。我々は、この件についての詳細を期待しているが、3年が経過したものの、具体的な情報は得られていない。

## <背景>

日本で認可されている食品添加物の数が限られており、EUと日本との間で基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

## 現在までの取組

a, b) 日本では、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物の指定手続は、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いはEUにおいても同様であると日本政府は理解している。

EUが懸念している指定手続の効率化について、厚生労働省はこれまで、リスク評価機関である食品安全委員会と緊密に連携し、評価依頼を行うまでの時間や評価に係る時間の短縮を図るほか、添加物の指定等に係る各種相談に対応すべく2014年6月から国立医薬品食品衛生研究所内に「食品添加物指定等相談センター」を設置する等、指定手続を効率的に進めるよう対応を図っている。

他方、2002年から、国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物45品目(香料を除く。)については、EUからの指摘品目も含め、日本政府が主体的に指定等を進めている。これら品目のうち、未指定の食品添加物15品目について追加の資料収集にかかる期間を除き、概ね1年で指定するという2012年7月の閣議決定に基づき、指定に係るロードマップを2012年9月に策定・公表した。

この結果、現在までに11品目を指定し、残る未指定の添加物4品目については、食品安全委員会専門調査会で順次審議を行っている。なお、残りの当該4品目についてはアルミニウム含有の添加物であり、EUにおいても使用が制限されるものであると認識している。

c) 2016年6月に、厚生労働省は食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から当該品目に係る規格基準の策定等までの標準的事務処理期間を1年とする旨、通知した。また、食品添加物指定等相談センターにおいて、海外からの相談対応への対応を強化するため、2017年5月から英語による相談に対応できる相談員を2名増加した。

## 今後の見通し

厚生労働省では、食品安全委員会専門調査会で順次審議を行っている残りの4品目について、食品安全委員会での審議が終了次第審議を開始し、今後もこれまで実施してきた指定に向けた迅速な対応を継続することとしている。

現在、国が主体となって指定等の検討を進めている食品添加物45品目(香料を除

く。)については、2002年当時、①JECFAで国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で汎用されている食品添加物に該当し、国際的に汎用されている品目として、厚生労働省がEU及び米国を含めた諸外国の意見も聴取してリスト化したものであり、日本政府は、これらの品目の指定により、国際的に必要性が高い品目をほぼカバーできるものと考えている。

したがって、これらの日本の対応は、食品添加物の国際的な整合化を図るための特別な対応であり、2002年以降にJECFAでの評価を受けたもの、又は2002年以降にEU又は米国等で新たに使用が認められたものについては、日本政府は、EU、米国等での取扱いと同様、業者等からの要請に基づいて指定の手続を進めることとしている。

#### (5)LEDランプと照明器具

国際電気標準会議(IEC)などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法(PSE)／日本工業規格(JIS)／電気安全環境研究所(JET)などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

日本の省庁(すなわち経済産業省)が策定した現行の基準は、他国の製造事業者が使用している基準と互換性がない。

BRTIは、日本市場がグローバル市場から取り残されないよう、国際規格・安全性および技術要件と遅滞なく調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプおよび照明器具市場は、急速に拡大しつつあり、これらの製品が、世界規模で省エネを進めていく上で重要な役割を果たすものと期待される。

#### <直近の進捗状況>

日本政府は、JISをIECに調和させることに同意したが、同政府は、これには5年を超える時間を要するとも述べている。当然ながら、これは容認できない。日本は、IECの試験手順を使用できる製品のリストを発行した(「付属書12」)。しかし、このリストの改定作業は遅く、LEDランプおよび一部の照明器具が含まれていない。

#### <背景>

日本には、電気用品安全法(PSE)や日本工業規格(JIS)等の独自の基準や技術要件があり、例えば、逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、遠隔操作基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

#### 現在までの取組

電気用品安全法上の技術基準は日本独自の基準(別表第一～十一に規定する基準)とIECが定めた規格に整合化された基準(別表第十二に規定する基準)の2基準があり、事業者はいずれか一方の基準への適合性を確認する必要がある。

電気用品安全法は、いくつかの追加要件を加えたLEDを対象範囲に含めた照明器具に関する技術基準として、IEC規格に整合したJISを11規格取り込んでいる。さらに、今後7規格を採用予定である。

なお、LED照明器具用リモコンについては、ISO、IEC国際規格がないため、電気用品安全法技術基準省令解釈の別表第八で規定している。

#### 今後の見通し

基準・技術要件については、日本はIECとの関連においてEU産業界に協力する。

### (6)ラベル表示に関する規則

#### BRTの提言

日本の家庭用品品質表示法は、多くの製品について、ラベルに含まなければならない情報を詳細に規定している。直近の法改正でいくつかの改善が実施されたが、ティーカップなど多くの製品については、今もいくつかの問題が残っている。それらの中には、箱の中に同一品が複数個収められている場合、箱だけでなく、製品自体にもラベルを貼付するという要件が残っている。日本は、このラベル表示に関する法律にさらなる柔軟性を取り入れることが望ましい。

#### <直近の進捗状況>

本件は規制改革会議で取り上げられ、欧州企業と日本企業双方の代表者が家庭用品品質表示法の改正を訴えた。消費者庁(CAA)は、草案を作成し、これがコメントを求めて公開された。我々は、新法が、2017年中に成立することになると理解している。

#### <背景>

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

#### 現在までの取組

家庭用品品質表示法の対象となる品目は、現在、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品に及ぶ。2014年の閣議決定を踏まえ、社会の変化への対応、消費者が理解可能な必要最低限の表示及び国際整合化という観点から、表示対象となる品目や表示内容について、2017年3月に4つの品質表示規程を改正した。

これにより全ての課題は解決済みであると理解しており、家庭用品品質表示法にさらなる柔軟性を取り入れる必要はないと考える。

#### 今後の見通し

消費者保護の重要性の高まりと商品の多様化・複雑化・グローバル化を背景として、家庭用品品質表示法で定める表示の重要性が高まっている。引き続き、ウェブサイト等を活用し家庭用品品質表示法の海外事業者も含めた事業者への理解増進を図る。

## 6. 自己検定及びリスク評価(WP-1/#09/EJ to EJ)

#### BRT の提言

日本政府は、自主検定の許可利用を拡大することが望ましい。現在、日本は多くの場合、政府機関または第三者から承認を取得することを求めている。このことにより、関連企業が製品やサービスを発売する際に、その分のコスト、時間がかかってしまう。特に、時間は製品サイクルの短い分野では重要である。

日本が人命および動植物の安全を守りたいことは理解できるものの、制御可能なリスクを伴う製品やサービスは自主検定手続きを利用できるよう、適切なリスクアセスメントを実施すべきである。

#### <背景>

日本は、自主検定の概念を取り入れたが、第三者または政府の承認が、規範となっていることが少なくない。このことは、製品を市場に出すための時間とコストの増大を意味する。この問題は、試験方法が調和されていない場合に、特に明白である。

#### 現在までの取組

保険商品の新設・改定については、保険契約者の保護及び保険会社の財務の健全性確保の観点から、金融庁の事前認可を要件としているものの、既に企業向け商品のほとんどが届出制となっており、さらには特約自由方式の導入も行われている。

こうした中、保険商品の審査においては、保険会社等との対話を重視し、問題認識の共有化を図ることで、審査期間の短縮化を推進するとともに、金融庁への提出資料についても、社内資料の活用を推奨し、保険会社のコスト軽減に配慮している。

#### 今後の見通し

保険契約者等の保護を図る必要性の高い家計向けの保険商品については、当面、認可制の維持が適当であると考えられるが、契約者保護等の面で問題が少ない商

品について、届出制の拡大を検討するなど商品審査手続の弾力化を図っていく。さらに、今後も保険会社等との対話による相互理解と情報共有を通じて、より迅速かつ効果的な商品審査に努め、更なる審査期間の短縮に取り組んでいく。

## 7. 自動車（WP-1 / ##10 / E to J）

### BRTの提言

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

### <直近の進捗状況>

2015年度からの軽自動車の税制改正はコンパクト車および軽自動車に対する課税負担の格差縮減に向けた歓迎すべき第一歩であるものの、まだ十分とはいえない。欧州のコンパクト車が日本市場で軽自動車と同等の条件で競争できるよう、日本政府はFTA交渉において、さらなる財政および規制改革を約束することが望ましい。つい先頃、経済産業省と日本自動車工業会（JAMA）は、差異レベルを1:2程度に縮小するよう提案した。

しかし、当分の間、軽自動車とサブコンパクト車の課税の基準レベルの差異は1:3.3という容認しがたいほど大きいままである。

### <背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連諸税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料金が低めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず、軽自動車の持つ特権は与えられていない。

### 現在までの取組

平成29年度（2017年度）与党・税制改正大綱（平成28年（2016年）12月）において、「消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度（2019年度）税制改正まで

に、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」旨明記された。

#### 今後の見通し

上記の平成29年度(2017年度)与党・税制改正大綱を踏まえ、議論されるものと理解。

### 8. 燃料電池自動車(WP-1/#011/EJ to EJ)

#### BRTの提言

水素貯蔵システムの材料要件に関する水素燃料電池自動車(HFCV)の国連規則のフェーズ2の合意ならびに実施は未定だが、日EU両政府は、メーカー／輸入業者が、HFCVが互いの要件および認証手続を満たしていることを証明できるよう柔軟性のある取決めを取り入れることが望ましい。

#### <背景>

国連規則(UNR)134:水素燃料電池自動車(HFCV)の国連規則「水素燃料電池自動車、フェーズ1」は、2015年6月に発効し、EUと日本が採択した。しかし、日本がフェーズIを実施したにもかかわらず、日本に輸入されたHFCVタンクは、引き続き金属材料に関する日本特有の国内要件を満たさなければならない。EUが性能に基づく方式を用いて水素適合材料を承認しているのに対して、日本の方式は慣例的であり、事実上、材料の選択肢を非常に少数の特殊な種類のステンレス鋼とアルミニウムに限定している。

#### 現在までの取組

平成27年に水素燃料電池自動車に関する国連規則(フェーズ1)が発効したことを踏まえ、これを国内法に導入するため、昨年6月に必要な規制の整備を実施し、国内においても、水素燃料電池自動車に関する国際相互承認が開始。

一方、水素燃料電池自動車に関する国連規則(フェーズ1)においては、水素脆化への対応については各国で適切な規制をすることとなっているため、水素燃料電池自動車に関する国連規則(フェーズ2)で材料に関する議論を行っている。なお、我が国で使用されている金属材料と同等の材料を用いた容器については、現状でも我が国規制当局での審査を受けた上で使用することが可能である。

また、EUで使用されている金属材料に関して、安全性が確保される使用条件等については、日欧の専門家で議論を行ってきている。

## 今後の見通し

専門家間で、欧州で使用されている材料を用いた容器については、充填回数や使用期間を限定することで安全性を確保することができるとの合意に至った。これを受け、かかる条件の下で使用される容器への充填を特別に認める旨、都道府県への通知の制定手続を現在行っており、平成30年2月中目処には施行予定。

## 9. サービス分野における自由で開かれた競争の確保 (WP-1/#12/E to J)

### BRTの提言

日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されることが望ましい。BRTは、国際スピード郵便(EMS)に与えられているのと同じ恩恵を、これに代わる民間の同等の選択肢にも与え、欧州や米国の場合と同じように、公平な競争を達成するよう要請する。

### <直近の進捗状況>

この問題は、EPA交渉の中で話し合われているものの、ワーキング・パーティ1は、具体的な改善は一切承知していない。さらに、日本郵政に直接関わる問題については、昨年中、方向性の変化はほとんど見られなかった。

### <背景>

日本郵便およびEMSは、民間物流事業者には与えられていない優遇措置を与えられている。ユニバーサルサービスは、欧州と米国の両方に存在する概念であるが、EMSは、この概念には含まれておらず、むしろ民間急行便配達業者と同一条件で提供されるサービスである。

### 現在までの取組

(日本郵政と民間運送会社)

日本のサービス市場は極めて開放的であり、そのような環境、欧州企業も利益を享受していると思われるところ、BRT側からの指摘は必ずしもあたらない。

日本郵便株式会社の国際郵便は、万国郵便条約に基づき各国が指定する郵便事業体と郵便物を交換することにより提供されるものであり、一社でグローバルなネット

ワークを構築する民間運送会社のサービスとは、おのずからその特殊性について異なる点が存在しており、日本郵便と民間運送会社に対する規律は、必ずしも一致するものではないと考えている。

通関手続については、2007年の関税法改正により、2009年2月16日から、課税価格が20万円を超える郵便物について、申告納税の対象とされた。現在は、一般の輸入貨物について、原則として、申告者の申告により税額を確定する申告納税方式が採られているが、国際郵便物のうち課税価格が20万円以下のものについては、税関が税額を計算し、確定する賦課課税方式が採られている。

なお、郵便物は受取人において必ずしも内容物を把握できないという特性があり、申告納税方式の適用はなじまない面がある。また、日本に限らず米国等他国においても、少なくとも一部の郵便物については、賦課課税方式を適用しているものと承知している。

#### 今後の見通し

特記事項なし。

### 10. 運送・物流(WP-A/ #13 / E to J)

#### BRTの提言

WP-A/ #03 / EJ to EJに関連して、BRTは日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者(AEO)制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者(AEO)のステータスに本当に魅力を感じられるよう、事務負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を遵守しているのであれば、認定事業者(AEO)の考え方としては、より簡素化に焦点を当てるべきである。その例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 国内通関業務の管轄外の通関手続きの規制撤廃
- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする
- 検疫関連の規制対象となっている製品については、最初の通関手続地として、保税倉庫を使用する

さらに、我々は、日本政府がプログレスレポートで言及した民間部門と協力して実施している情報収集について、さらに具体的な情報を得ることに特に関心を持っている。

<直近の進捗状況>

日本税関は、2017年10月までに国内通関業務の管轄外の規制を撤廃する計画を発表した。BRTは、産業界から大きな改善であると受け止められることとなるこの改正を待ち望んでいる。

#### <背景>

現行の認定事業者(AEO)制度は、あいにく多くの事業者が希望したような簡素化にはつながっていない。むしろ、多くの場合、事務負担が増加している。

#### 現在までの取組

AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進させるため、事業者が抱えている具体的事例について、年数回各地域において官民で意見交換・情報収集を行い、可能な改善策についての検討を行っている。

また、そのような検討の結果、「輸出入申告官署の自由化」として、輸出入申告を蔵置官署に対して行うという原則を維持しつつ、AEO事業者が行う輸出入申告については、特例的に非蔵置官署に対して行うことを可能とすること、及び通関業の営業区域制限を廃止すること等を、2017年10月8日から実施している。

#### 今後の見通し

今後も、AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進させるため、事業者が抱える具体的事例について、官民で意見交換・情報収集を行い、可能な改善策についての検討を行う。

## 11. 航空 (WP1-/#14/E to J)

#### BRTの提言

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の利用、そして羽田空港における国際交通のさらなる発展に対する障害となっている。この重量制限を見直して、エアバス社製のA380やA350など、新型機やさらに大型航空機の運用を可能にすることが望ましい。我々は、双方の関係当局が協力して、必要な検証を行うよう要請する。加えて、建設の一部について耐重量の再検証により、最新の中型A350航空機が運用できるようになる可能性もあり得る。

この提言については、進捗は見られなかった。しかし、先ごろ羽田における747-8i(コード F 航空機)の日中運用の承認が、A380(同じくコード F 航空機)についても、日中運用がまもなく承認されることへの期待感を生み出している。

#### <背景>

航空旅行の需要の高まりに応え、また混雑を緩和するために、空港の受け入れ能力を拡大する目的で、2010年10月、第4滑走路(D滑走路)と国際線ターミナルが開業した。これまでのところ、アジア各国間との航空路線に焦点が当てられてきたが、今後は、長距離国際路線のための利用が増加すると見られている。便数は、需要と共に増加するが、スロット数の観点から、最終的には受け入れ能力により制限されることになる。最近の日本への海外旅行客の劇的な増加は、2015年には2000万人弱に上り、日本政府は、2020年は4000万人と目標を上方修正した。羽田を発つ航空機(230席)の平均的なサイズは、747が国内で使用されていた1980年(240席)の航空機のサイズより小さい。東京の各空港、具体的には羽田空港の交通量の伸びを目の前にして、羽田空港で今より大型の航空機を確実に使用できるようにするためには、そのための努力が必要となる。この点で、より大型の新型航空機の使用が、航空会社の戦略の重要な部分の一つとなっていく。そのような状況の下で、D滑走路の航空機重量制限は、羽田空港が、より大型で新しい航空機の使用へと転換する上での妨げとなる恐れがある。A350やA380などの新型航空機は、羽田空港で現在使用されている旧型の航空機よりも騒音が少なく環境に優しく、また、羽田空港の離発着便を増加するために都市上空を飛行させる計画を踏まえ、できる限り騒音の少ない航空機を使用することが不可欠である。多摩川の流れを妨げないように、D滑走路は、従来の埋め立てではなく、栈橋状構造を用いて整備された。このために、使用する航空機に対する重量制限が課されることになった。そのため、重量制限を超えるエアバス社の最新型A380やA350シリーズの全ラインアップを使用する場合、現在のような使い方はできなくなるだろう(下表を参照)。

単位:トン	重量制限	A380	A350-1000	A350-900	B747-400	B777-200ER
総重量	400	571	308.9	268.9	396.0	286.9
主脚荷重, t/gear	139.5	161.6	146.9	126.0	92.8	134.9
車輪荷重	26.2	26.9	24.5	31.5	23.2	22.5

#### 現在までの取組

D滑走路の重量制限は、安全な運航の目的で設定されたものである。そのため、構造物の耐久性の計算に基づいた制限を緩和することは極めて難しい。これが、2,500mの延長に過ぎないD滑走路が、重量制限を有する理由である。一方、羽田空港は、A380及びA350を含む、より大型の航空機を拒否しているわけではない。それらは、重量制限を満たす機材運用(例えば重量制限に適合するように運航に支障が

ない範囲で搭載燃料・貨物重量を削減することによって)であれば着陸することが許容される。

羽田空港のC滑走路は、2014年12月に延伸された。航空局(JCAB)の許可をもって、夜間23時から早朝6時に、A380を含むより大きな航空機は滑走路長3,000mのC滑走路を使用することが可能である。

#### 今後の見通し

今後一年間における取組は、予定されていない。

## 12. 政府調達 (WP-1#16/ E to J)

### <総括的提言>

日本政府、調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」を撤廃することで達成できるであろう。また日本は、現在19都市しか含まれていない、政府調達に関する協定(GPA)に含まれる都市を増やすことが望ましい。

また、日本は英語で利用できる情報をさらに増やすことが望ましい。BRTは最近のJETROの取り組みを承知しているが、情報が完全に英語で公開されることは稀である。さらにBRTは、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

さらにBRTは、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

### <具体的提言>

ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。

- a. ヘリコプターの性能も考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにすべきである。
- b. 単年度予算調達という制約は緩和すべきである。

宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達を奨励すべきである。

日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。

業務安全条項に対する直近の変更が、政府調達に関するWTO協定に則って、実際に、確実に、よりオープンな入札要請に繋がることが望ましい。BRTは、業務安全条項(OSC)の定義の変更によるオープンな入札要請の増加について、日本政府にデータがあるのかを知りたいと考えている。

### <直近の進捗状況>

BRTは、特に本州の3つのJRの変化に着目しており、したがって、業務安全条項(OSC)の変更がもたらす成果に期待している。日本政府は、業務安全条項を定義したが、BRTは、この定義はあまりにも包括的すぎると見ている。

### <背景>

日本の調達市場の80%以上が政府調達に関する協定(GPA)の対象外であることが調査により明らかになっている。一部の部門には現在、500万SDRの基準が適用されていない。入札募集のための国家データベースが構築され、鉄道部門では初めて一般競争入札の募集が行われるなど、変化も見られる。しかし、日本の調達をEUの水準に近づけるには、多くの改善を要する。

### 現在までの取組

日EU・EPAの政府調達章では、日本とEUが共にWTO政府調達協定(GPA)に加盟していることから、GPAにおける約束を基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、市場アクセスの改善を実現する。例えば鉄道に関しては、日本がGPA上のいわゆる安全注釈を撤廃するのに対し、EUは車両を含む鉄道産品の一部の市場を開放する。

また、日EU間の相互理解を深めるために、日EU双方の鉄道事業者とメーカーが参加する日EU 鉄道産業間対話の第6回会合を2017年2月に東京で実施した。

なお、<背景>に記載されている「日本の調達市場の80%以上が政府調達に関する協定(GPA)の対象外である」という記述につき、日本政府として正式に認めている数値ではない。

### 今後の見通し

日本政府は、日EU・EPAの署名・発効に向けて必要な作業を行っていく。

1. 医薬品GMPに関する相互承認協定(MRA)の拡大 (WP-2/#01/ EU to EJ)

BRTの提言

EUおよび日本政府は、医薬品GMPの相互承認協定(MRA)を様々な剤型に拡大をすべきである。現状の経口剤に加えて、軟膏、注射剤、無菌製剤や医薬品原体(API)、さらには、生物学的製剤等についても重複した査察や試験を避けるため拡大を図るべきである。

<最近の進捗>

よい進捗が見られた。2016年4月に、EUおよび日本政府はGMP査察の相互承認の対象国をEU15か国から28か国に拡大することを合意した。両政府はさらに、MRAの対象を現行の非滅菌経口タブレット/カプセルから、他の医薬品に拡大することを検討すると発表した。

<背景>

2002年にEUおよび日本は医薬品のGMPの相互承認を導入した。しかしながら対象国は日本とEU15か国に限定され、対象品目も非滅菌の経口タブレット/カプセルのみであった。2016年4月に、相互承認は全EU28か国に拡大され、両政府はさらに対象品目についても、他の剤型に拡大することを検討することを表明した。

2017年3月には、EU政府は米国との間で、GMPの相互承認について合意したと発表した。そこでは、経口タブレット、カプセル、軟膏、注射剤、医薬品原体(API)そして生物学的製品も含まれる。ヒトの血液、血漿、組織、器官および脊椎動物由来免疫製品は除かれる。

日本はPIC/Sのメンバーであるが、現状では経口固形剤だけがEUとのGMP相互承認の対象であり、いまだに多くの製造施設に関する重複した査察が残っている。これは費用がかかるばかりでなく、特に日本における新薬の上市を遅延させ、日本の患者にとって著しい不利益を生み出している。この問題を解消、日本・EU双方の経済をより効果的に結び付けるため、日本・EUの相互合意のもとで基準・ガイドラインの調和とMRAの拡大を行うべきである。また、このことは日本・EU間のEPA交渉における協議事項の一つとなっている。

EUとの日本が国際的な基準に沿って調和を図るべき優先項目は以下の項目。

- 安全対策
- 臨床開発ガイドライン及びワクチンの生物学的製剤基準

## - 生物学的製品の最低要件

### 現在までの取組

現行の医薬品GMPの相互承認の対象範囲は、化学的医薬品の非滅菌製品をカバーしており、錠剤／カプセル剤と同様に、軟膏剤を含むものである。

厚生労働省は既に、新医薬品の販売承認プロセスを迅速化しており、承認プロセスにおけるGMP適合性評価が、日本における新医薬品の上市を「遅延させる」ことはない。加えて、EU内の製造所に係るGMP適合性評価のほとんどは、実地の査察を行わずに、提出書類に基づいて実施されている。

2017年7月の日EU・EPAの大枠合意に関し、日本とEUは、ヒト用医薬品のGMPに関する相互承認の適用範囲を拡大するための準備作業を完了している。この拡大には、医薬品原体、無菌製品及び生物学的医薬品（免疫学的医薬品及びワクチンを含む）も含まれる。日本とEUは、拡大された製品範囲の発効を可能にするMRAに規定された正式手続を早期に完了することを目指している。

### 今後の見通し

日本政府としては、早い時期に対象医薬品を拡大することを目指して、引き続き積極的にEU側との対話を進めていく。

## 2. 日本・EU両政府及び民間セクターによる新しい植物関連技術に関する科学的知見の普及促進 (WP-2/#3/EJ to EJ)

### BRTの提言

日本・EU両政府及び民間セクターは、安全な食品を安定的に供給するために、遺伝子組換え技術を含めた農薬製品及び植物バイオテクノロジーの新しい技術がもたらすベネフィットと貢献について、一般の理解と受容を向上させるための具体的な行動を実施すべきである。その実現に向け、日本とEUのバイオテクノロジー及びバイオ産業関連団体はその他の産業別団体や関連する各行政当局と緊密に協働すべきである。特に：

- ・ 日本とEUは、遺伝子組換え技術のリスク評価についてグローバルに調和を進め、それを遵守し、Global Low Level Presence Initiative を支持すべきである。
- ・ 日本とEUは、ゲノム編集などの新植物育種技術の立場について、できるだけ調和のとれた形で法的に明確化するべきである。

### <背景>

農薬製品と植物バイオテクノロジーは成長し続ける人口に安定的に食糧を生産す

ることに大きく貢献するが、新しいテクノロジーの貢献については十分な理解がされていない。さらに、輸入された種子の改善された特性のベネフィットについて十分な説明がなされていない。限られた耕地と限られた食糧への世界的な競合によりもたらされる、将来的な食品や飼料へのアクセスが制限される可能性を考慮すると、より高い生産性の新しいテクノロジーが必要である。

より良い生活に向けた遺伝子組換え技術のベネフィット啓発を通じて、世界の農業生産性を高め、維持するためのオプションとして、遺伝子組換え技術を含む農薬製品及び植物バイオテクノロジーの新規技術の社会的受容性を増加させる必要がある。

#### 現在までの取組

日本政府は、欧州の行政当局とはOECDのバイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会会合を通じ、GMO規制やゲノム編集などの新技術に関わる調和に向けた協業を推進した。日本政府は、バイオテクノロジー分野に関する国際シンポジウムを開催し、欧州から参加した研究者とバイオテクノロジー分野における情報交換を行った。また、行政官及び研究者を通じたサイエンスコミュニケーション等、一般消費者や消費者団体に対して植物バイオテクノロジーのベネフィットや貢献等を伝える活動を実施した。

#### 今後の見通し

引き続き、上記取組を行う。

### **3. 動物医薬品に係る販売許認可及びGMP認証の相互承認(WP-2/#4/EJ to EJ)**

#### BRTの提言

日本及びEUでの、動物医薬品に関する販売許認可及びGMP認証の相互承認には貿易と投資の促進に重要である。農林水産省(MAFF)とEUの関連省庁は、GMP要件が類似している、あるいは同等である相手国のGMP認証は受け入れるべきである。

#### <最近の進展>

MAFFは2014年12月に、日本語及び英語で記載された認定証明を発行するための規制見直しを実施した。しかし、それ以降の進展はなく、製品レベルでの相互認証の例もないままである。

#### <背景>

日本に輸入される動物医薬品の製造に関連する全ての海外生産設備は、欧州の規制当局によるGMP認可を受けている場合でもMAFFによる認可を受けなければならない。このプロセスは相当量の管理業務を必要とする。

日EU経済連携協定においては、まずGMP要件が類似している、あるいは同等である相手国のGMP認証に関する相互承認を始めることにより、ヨーロッパと日本の動物医薬品の販売承認に関する相互承認の進展を目指すべきである。

#### **現在までの取組**

承認申請時に必要な試験データを収集するための試験法及びその試験データについては、既に日EU間での調和を進め、相互に受入れを実施してきた。

#### **今後の見通し**

日本で承認され、販売される動物用医薬品は、その用途に適した品質管理及び製造管理を確保するため、日本の当局が定めるGMPに適合することが必要である。我々は、日本の要求事項(製造所の名称、住所、製造管理及び品質管理に関与する責任者の氏名及び役職、製造工程、製造管理及び品質管理の自己点検状況、諸外国の政府機関等が発行したGMP証明等)が、EUの動物用医薬品のGMPに比べ過重なものではないことを確信しているが、GMP認証に関する調和については、これまでに日EU間の当局で培ったチャンネルを通じた検討を今後進めることが妥当と考える。

### **4. イノベーションを適切に評価する安定的かつ予見性の高い薬価制度改革の必要性 (WP-2/#07/EJ to EJ)**

#### **BRTの提言**

2016年末に日本政府は、抜本的な薬価制度改革の基本方針を策定した。中央社会保険医療協議会(中医協)では2018年4月の制度改革の実施に向け、具体的な改革について議論が行われている。

日EU・BRTメンバーは、今回の改革がイノベーションを適切に評価しそれに報いる制度になることを強く要求する。具体的には、新薬を開発し日本で迅速に上市する、すなわち、日本の患者さんに最新の治療法を早期にとどける企業に対してインセンティブが付与される制度である。

特に、現行の新薬創出等加算制度は、すべての革新的新薬の価格を特許期間中維持する制度にすべきである。このようなイノベーションへの対価は、長期収載品や後発品のうち一定以上の割合を超えて値引きしている医薬品を毎年改定の対象とすることで賄われるべきである。加えて、市場拡大再算定が投資を抑

制することになってはならない。

また、HRA（医療技術評価，Health Technology Assessment）が何らかの形で導入されようとしている。そのような制度が患者さんのアクセスを阻害しないよう、オープンで透明性の高いプロセスが必要であり、業界や患者団体を含むステークホルダーが欧州各国でのHTAの経験も生かしながら議論を進めることが望まれる。新たな制度は、以下の原則に基づくべきである。

- QALY（質調整生存年，quality-adjusted life years）あたりのコストに大部分または完全にに基づく評価は、アクセスに大きな障壁をもたらすリスクを伴う。複数の基準により分析することで、より柔軟で適切な評価が可能になる。
- 評価される製品の数は制限されるべきである。日本はまだ十分に確立されたHTAのインフラを持っていないため、多数の製品を評価することはできない。予算に大きな影響を与える製品や、十分な加算を受けた製品に絞るべきである。
- 評価は、上市後（例えば、市場参入から2年後）に行う必要がある。上市前に評価が行われる場合は、制度が新薬への患者さんのアクセスを妨げないようにすべきである。

#### 現在までの取組

薬価制度の抜本改革については、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立する観点から行うこととしており、中医協において関係団体の意見も聴きながら検討を行い、平成29年12月20日に以下の内容を盛り込んだ改革の骨子をとりまとめた。

- ・ 効能追加等に伴い市場規模が350億円を超える品目について、薬価を速やかに改定する。（年4回の新薬収載の機会に改定）
- ・ 薬価の毎年改定については、平成30年度から平成32年度までの3年間の全品目の薬価改定の状況を総合的に勘案して、平成32年中に具体的な範囲を設定することとする。
- ・ 新薬創出等加算については、医薬品そのものの革新性・有用性に着目して判断する仕組みとする。
- ・ 原価計算方式で薬価が算定される品目について、製造原価等の開示度が高い場合、高く評価する仕組みとする。
- ・ 長期収載品については、後発医薬品の薬価を基準に引き下げていくこととする。
- ・ 費用対効果評価については、原価計算方式を含め、市場規模の大きい医薬品・医療機器を対象に、費用対効果を分析し、その結果に基づき薬価等を改定する仕組みを導入する。

## 今後の見通し

改革の骨子を踏まえ、平成30年4月から薬価制度の抜本改革とこれに基づく薬価改定を実施する。

費用対効果評価の試行的実施の対象となっている13品目について、これまでの作業結果を踏まえ平成30年4月から価格調整を実施する。試行的実施において明らかになった技術的課題への対応策を整理することと併せて、本格実施に向けて、その具体的内容について引き続き検討し、平成30年度中に結論を得る。

## 5. 農薬製品と植物バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮 (WP-2/#10/EJ to EJ)

### BRTの提言

2016年に農林水産省(MAFF)と食品安全委員会(FSC)の並行審査が導入されたことにより、新製品の審査と承認に要する時間が大幅に改善される可能性がある。第一の優先事項は、新しい審査プロセスが、実際に当初の目的どおり機能しているかどうかを評価することである。

次のような他の方法によって審査期間を短縮できる可能性がある

- － ヒトへの安全性についての申請書のさらなる調和と英語によるサマリーの受け入れ
- － 海外の評価結果を適宜参照し、当局におけるリソースを軽減する
- － 輸入の農薬製品・動物薬残留基準(MRLs)の国内登録審査の協働と同時進行
- － 厚生労働省(MHLW)による並行審査

### <背景>

新規の安全な農薬製品や種子を提供することは、農薬製品と植物バイオテクノロジー事業を行う企業にとって、高品質の食糧や食事を必要とする増加する世界人口に対応するためにもっとも重要である。研究開発型企業は関連技術の研究開発に膨大な投資を続けているが、イノベーションが食糧生産に貢献するためには、政府の承認が必要である。したがって、新しい農薬製品が早期に市場に出ることは、研究開発型企業のためだけではなく、農業生産で競合している農業事業者や安定的な食料生産に頼って生活している消費者にとっても非常に重要である。新規製品の市場アクセスの遅れは、農家がより安全で効果的な革新的製品への限定的な利用にとどまり必要な不利益を受ける結果となる技術的な格差につながる。

並行審査プロセスの導入が計画どおりに機能するならば、日本は、新しい承認制度により、21～27ヶ月の平均承認期間(2016年変更前の27～36ヶ月)を想定し

ている日本が国際的なベストプラクティスにより近づけると考えられる。しかし、米国と韓国では、審査時間は18～24ヶ月であり、さらなる進展が可能かもしれない。

#### 現在までの取組

2015年に新規農薬の審査期間の短縮を実現するため、関係府省（農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会）における同時並行的審査を導入し、運用している。

また、日本においては、遺伝子組換え植物について、3つの法（食品衛生法、飼料安全法及びカルタヘナ法）に基づき、食品安全、飼料安全及び生物多様性への影響の観点から、科学的な評価が必要であるが、それらの手続については、科学的根拠等に基づき、適宜合理化が行われている。

#### 今後の見通し

引き続き、審査期間の短縮を実現するため、現行の取組を行う。

## ワーキング・パーティ 3 デジタルイノベーション・モビリティ

### 1. グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力 (WP-3/#01 /EJ to EJ)

#### **BRTの提言**

保護主義の感情と貿易を取り巻く漠然とした不信感が高まりつつある中で、日本とEUは改善した貿易関係は経済と社会にとって相互の利益をもたらす大きな価値があることを示すことが求められている。

BRTは、いくつかの国々が強制的に現地化を求める政策(FLM)を実施していることに対して懸念を持っている。これらの措置はデジタル貿易に対する真の危機となる可能性がある。十分な越境データフローを実現するビジネス環境を維持することは、多国籍企業とグローバルな事業者により提供されるサービスの利用者にとって必須なものである。BRTは自由なデータの流通と義務的なデータローカリゼーション要求の制限の原則は、デジタル経済の基盤の一つと考えている。

BRTは電子商取引と越境データフローに関する規則を貿易協定に含めることを支持している。この事はデータ保護規則を尊重しながら、新しい形のデジタル保護主義に対処することを可能にする。

BRTは両当局に対して、FMLなどのデジタル保護主義に対して制限をする規定を双方が取り組むEPA交渉やTiSA交渉に盛り込むことで、グローバルなルールづくりを主導すると共に、共同で規制撤廃を働きかけることを要望する。

BRTは両当局に対して、強制現地化政策などのデジタル保護主義を制限する規定を双方が取り組むEPA交渉やTiSA交渉に盛り込むことでグローバルなルールづくりを主導すると共に、共同で規制撤廃を働きかけることを要望する。

BRTはオープンで公平かつ自由な貿易に対するコミットメントを共有した歴史的なパートナーとして、デジタル製品及びサービスを含む、野心的な日EU・EPAによって双方の協力を強めたことに対し、日本とEUの努力を歓迎する。われわれは、この合意はデジタルアジェンダを含むオープンで公平な貿易が相互に利益があることを示す価値ある機会であり、他の地域との将来の協力の例を示すものであると信じている。BRTは日本とEUが情報技術協定の拡大の実施に必要な国内手続きを完了したこと及び参加加盟国を増やす努力を歓迎する。

#### < 直近の進捗評価 >

2015年5月に東京で第23回日EU定期首脳会議が開催され、日本とEUは、あらゆる形態の保護主義に対応する決意を強調した。

2015年10月に欧州委員会は通商戦略「Trade for All」を発表した。この通商戦略において、欧州委員会は、デジタル保護主義に対処し、FTAやTiSA等を使って、電

子商取引や越境データフローに関するルールの規定を追及するとしている。

G7伊勢志摩サミット的首脳宣言において、G7首脳は「サイバーに関するG7原則と行動」を支持し、行動をとることにコミットしている。

2017年5月27日のG7イタリア・タオルミーナサミットにおいて保護主義的な対応を防ぐことに対して重要な進展があった。このハイレベル会合において、デジタル貿易のマイナスな影響を防ぐ包括的であるが、要な宣言が決定された。

#### <背景>

デジタル経済により、今日のビジネス環境は並外れたスピードで進化している。情報、物品、サービスは今まで以上にグローバルなものとなっている。貿易環境において、デジタル貿易。例えば越境データ流通や電子商取引は世界で飛躍的に成長している。デジタル貿易はデジタル技術部門だけにより良い影響を与えるだけでなく、バリューチェーン全体、あらゆる産業、消費者や従業員を含む主体に対してプラスの波及効果がある。デジタル貿易は、新技術、プロセス、ビジネスモデルやサービスによって、物品、サービスの質や生産性の水準に対してプラスの効果がある。従ってこのことは、デジタル貿易は新しい成長と繁栄をヨーロッパと日本にもたらす大きな可能性があることを意味している。しかしイノベーションの加速、雇用創出、経済成長というデジタル貿易の真の可能性は実現していない。実際に障壁は存在しており、保護主義的な傾向や政策は強まっている。

いくつかの国々がデジタル保護主義的な政策を導入しようと取り組んでいる。デジタル技術の恩恵を世界中に広げる為には、産業界が革新的なソリューションを各国固有の特別な要求を満たす不必要な負担をなくして提供できるように、ルールを新しいものとし、かつ調和を取ることが必要不可欠である。

#### 現在までの取組

7月、日EU・EPAに大枠合意し、ソース・コード開示要求の禁止等について規律。7月及び10月の日EUデータエコノミーに関する専門家会合等において、第三国におけるデジタル貿易への制約に対し、共同して対処すること等を確認。国際フォーラムでは、7月、G20サミットにおいて、情報の自由な流通の重要性が確認されたほか、9月、G7情報通信・産業大臣会合の閣僚宣言において、情報の自由な流通の確保、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止及びソース・コード開示要求の禁止等について重要性が確認された。

5月、日本は、拡大ITAに基づき関税撤廃を実施。6月のITA20周年シンポジウムにおいて、ITA／拡大ITAの参加国拡大に向けた働きかけの重要性が確認された。

#### 今後の見通し

引き続き、デジタル貿易の発展とデジタル保護主義的政策の拡大阻止に向け、G20、G7、OECD、APEC、WTO等の国際フォーラムやFTA/EPA等で国際共通認識を形成し協力を進めるとともに、WTOやFTA/EPA等を通じてデジタル貿易ルール形成を牽引する。

ITA/拡大ITAについて、参加国拡大に向けた働きかけ、NTM（非関税措置）やITA3を巡る議論に前向きに対応していきたい。

## 2. デジタル経済に向けたプライバシー保護とイノベーション(WP-3/#2/EJ to EJ)

### BRTの提言

BRTはデータ保護規則の見直しと実施が日EU双方において行われている事実及び両当局が精力的に議論を行っていることを歓迎する。

BRTは近代的で、柔軟な規則は成長、雇用、イノベーションの触媒となると信じている為、日EU両政府に対して日本とEU双方にとって信頼性があり、調和の取れた、将来性のあるデータ保護環境を規則の運用によって作り出すことを要望する。

#### 一般データ保護規則の運用

BRTは、GDPR実施のガイドラインの準備に際してパブリックコンサルテーションを通じてあらゆる関係者の貢献を可能にする第29条作業部会の活動とアプローチを歓迎している。

GDPRはEU加盟国間において、調和の取れた形式で実施されることが欠かせない。このことは、国境をまたがるビジネス機会を利用するために重要である。この点で、BRTは欧州委員会と29条作業部会に対して、調和が可能な限り保証され、加盟国において異なる市場事情が発生することを避ける為に、29条作業部会のガイドラインに基づいて加盟国が新規則を解釈できる実施法のモニターを奨励する。

BRTはデータ保護の重要なステップの一つが、国際的なデータ移転に関する合意の締結であるとの考えを支持する。

#### 個人情報の越境移転を加速させるルール作り

BRTは日EU・EPA交渉を補完するために、日EU間の越境データの仕組みを可能な限り早期に構築することを求める。

BRTは個人情報を移転する仕組みとして十分性認定の重要性を理解する一方、欧州委員会は最近の通達において示された方向性に基づき、認証メカニズムや行動規範といった他の制度も考慮し、異なる法的環境や分野の要望に沿った適応性のある交渉を採用して活動することを奨励する。

BRTは欧州委員会による2017年1月10日付けの欧州議会と欧州理事会に対す

る通達「Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World」を歓迎する。本通達では欧州委員会の国際的な越境データ移転に関する合意をアジア(日本と韓国)や南米の主要な国々と可能な限り早期に達成するとしている。国際的なデータ移転と一般データ保護規則の間には明確なつながりがあり、それぞれの国で機能する合意の達成に対して確固たる根拠がある。

GDPRは基盤となるものであり、EUから第三国へ個人情報を移転する様々な仕組みがある。(充分性認定、標準契約条項、拘束的企業準則、認証制度、行動規範等)。欧州委員会にとって充分性認定が好ましい選択肢であるが、他の仕組みもまた考慮すべきである。このことは充分性のみが唯一の選択肢であると考えない国々との交渉の際に、より柔軟性を与えることになる。例えば、GDPRは処理者と処理者の間のサービス(クラウドサービスプロバイダー等)のケースに標準契約条項(SCC)を適用する可能性を提供している。さらに拘束的企業準則(BCR)を一つの企業グループだけでなく、異なる企業同士においても使うことを許可している。

BRTは日本とEU間の自由な個人情報の移転を可能にする最適な解決方法を見つけ出す政治的なコミットメントを確認した2017年3月20日発表の日EU共同声明を支持する。

BRTはまた英国のEU離脱の交渉において、EUと英国間の円滑なデータ移転を妨げないことへの考慮を期待している。

更に、両当局は第三国や国際機関とより一層協力することで、世界の個人情報保護制度の整合化や相互運用性の確保、デジタル保護主義への対処に向けた対話を強化すべきである。

### eプライバシー規則

eプライバシー規則に関しては、一般データ保護規則との重複がないこと及び企業に対して不当な制限が課されないことが重要である。

個人生活を尊重することが、eプライバシー規則の中核であるが、この権利は欧州司法裁判所によって強調された欧州連合の基本権憲章の他の権利や国際的な人権法と効果的にバランスを取らなければならない。

幅広くマシン間の通信をeプライバシー規則の範囲に含めることにより、M2M通信機能が組みこまれた様々な製品やサービス、例えば自動化されたサプライチェーン、機械のリモートコントロールやオペレーション等が、この法律の対象となる可能性がある。このことはeプライバシー規則の意図や目的と一致していないと思われる。我々は、マシン間の通信を対象に含めること、そして現在書かれている規定を採用することは、実用的に機能しない状況を作り出し、インダストリー4.0の標準的なプロセスや発展を不可能なものにする。われわれはM2Mプラットフォームを含む製品やサービスはeプライバシー規則の範囲に含まれないことの明確化を提案する。

#### 〈 直近の進捗評価 〉

本提言に関して、良い進展があった。

一般データ保護規則は2018年5月25日に施行される。複数のガイドラインが第29条作業部会によって公表されている。

日本の改正個人情報保護法は2017年5月30日に全面施行された。

2017年1月10日に欧州委員会はExchanging and Protecting Personal Data in a Globalised Worldという通達を発表した。

2017年3月20日に欧州委員会と日本政府は、日EU間のデータ流通円滑化に向けた共同プレスステートメントを公表した。

2017年5月26日のイタリア・タオルミーナでの日EU首脳会談において、両首脳は自由なデータ流通が日EU経済関係にとって重要であり、個人情報を適切に保護しつつ、相互の円滑なデータ保護メカニズム構築に向けて対話を継続することを合意した。

#### 〈 背景 〉

従来の個人情報保護法は、インターネットやクラウドコンピューティングといった技術的進歩の以前に採択されたものであった。それ以降、市民はプライバシー保護への懸念を高め、国ごとに異なる制度がコンプライアンスコストの増加をもたらした。これらの違いは効率的なグローバルなオペレーションやデータ活用によるイノベーションの障害となっていた。そのため規則の見直しが必要とされていた。

#### 現在までの取組

日EU間の個人データ移転については、昨年来、相互の円滑な移転を可能とする枠組みの構築を目指し、個人情報保護委員会と欧州委員会司法総局との間で精力的に対話を行い、委員レベルで3月、7月、12月に会談を実施。12月の委員レベルの会談では、双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策を確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、2018年第一四半期に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致。

また同月、当該枠組み構築に向けた作業の1つとして、同委員会において、個人情報保護法第24条に基づき、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供を可能と認める国・地域を指定する際の判断基準を盛り込む規則案の意見募集を開始。

英国のEU離脱後の日英間の個人データ移転については、相互の円滑な移転を可能とする枠組み構築に向けて対話を行っていくことで、英国当局とも一致。

さらに国際的な個人情報保護制度の整合化や相互運用性の確保を視野に、国際会

議に積極的に参加するほか、各国関係機関とも協力。

#### 今後の見通し

日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みについては、2018年第一四半期での最終合意を想定して作業を進め、GDPR施行までに枠組み構築を実現。並行して、EUを指定する準備として、個人情報保護委員会がEU加盟国の制度や執行態勢等について、引き続き情報収集及び調査を実施。

そのほか、国際的な個人情報保護制度の整合化や相互運用性の確保に向けた取組を推進。

### 3. デジタル経済に向けた協力(WP-3/#05/EJ to EJ)

#### BRTの提言

欧州産業のデジタル化における協力の枠組みは、デジタルイノベーションハブにおいて示されているように、アイデアの交換を可能にするように広げられなければならない。ボトムアップによるイノベーションは、複数のステークホルダーが各々の強みを活かす為に重要である。

欧州産業のデジタル化の中心的なゴールは、新しい技術が統合され、欧州経済に広がっていくことである。成功の為に必要な条件はさまざまな関係者の間において協業が行われることにかかっている。

欧州委員会の 2017年デジタル・トランスフォーメーション・スコアボードに留意し、我々は欧州産業のデジタル化イニシアティブに関して、サイバーセキュリティをその中心的なものとして確実に位置づけなければならない。我々は企業と欧州の市民の双方に安全な環境をつくりださなければならない。

BRTは欧州産業のデジタル化によって特定された優先行動、電子政府行動計画、クラウドイニシアティブを支持する。このことは欧州においてビジネスを行なうことを容易にし、起業家精神に拍車をかける。BRT はイノベーションとデジタルソリューションに対する新しい投資の推進力として、パブリックプライベートパートナーシップとデジタルイノベーションハブに対し焦点を当てている考えを共有する。

欧州委員会と日本政府は欧州産業のデジタル化と Connected Industries の下で、主要な協業プロジェクトを作り出すことが奨励されている。

最後に、欧州産業のデジタル化と Connected Industries の取り組みに関する全ての政策は、イノベーションとそのボトムアップの性質に制限をかけるべきではない。

#### < 背景 >

2016 年4月の欧州産業のデジタル化イニシアティブはデジタル単一市場の達成

に向けた具体的な取り組みを提供しようとしている。様々なイニシアティブの中で主なものが欧州クラウドイニシアティブ、インダストリー4.0 とデジタルイノベーションハブである。

欧州委員会は 2017 年5月10日にデジタル単一市場戦略の中間レビューを発表し、欧州のデータ経済の可能性を最大限に発展させることを主要な課題の一つとして特定した。

2017年3月に経済産業省は、日本の将来の将来の新しいビジョンとして Connected Industries を公表した。

2017年 3月 20 日の両当局による、共同声明はデータの重要性を確認し、継続して意見交換を行なうことを確認した。

#### 現在までの取組

2017年3月に独ハノーバーで開催された CeBIT2017 において、高市早苗総務大臣、世耕弘成経済産業大臣及びブリギッテ・ツィプリス独連邦経済エネルギー大臣の間で「ハノーバー宣言」を署名・発表。その中で、日本の目指すべき産業の在り方として、人、機械、技術が国境を越えてつながる「Connected Industries」というコンセプトを提示。その具体化に向けて、世耕経済産業大臣と産業界代表による懇談会を開催。これらの議論の結果を踏まえて、10月の「Connected Industries」カンファレンスにて「Connected Industries 東京イニシアティブ2017」を発表。

また、このCeBIT2017の機会を活用し、世耕弘成経済産業大臣、太田直樹総務大臣補佐官、熊澤春陽個人情報保護委員会委員、アンドルス・アンシップ欧州委員会副委員長、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員(司法・消費者・男女平等担当)との間で、データエコノミーに関する対話強化等を目指す日EU共同プレスステートメントを発売。これを受け、2017年7月に日EUデータエコノミー対話を開催。さらに、既存の枠組み(日EU・ICT政策対話、日EU・ICT戦略ワークショップ)を活用し、IoTセキュリティ等日EU共通の関心事項について議論を深化。

#### 今後の見通し

「Connected Industries」の実現に向けて、重点5分野(①自動走行・モビリティサービス、②ものづくり・ロボティクス、③プラント・インフラ保安、④スマートライフ、⑤パイオ・素材)における検討課題の特定とそれらを支える横断的な政策を推進していく。この中で、国際連携についても案件の具体化を加速化していく。

データエコノミーに関して日EU間で共有している、5G、サイバーセキュリティ、データの自由な流通等の課題について、産業界の期待を踏まえながら、日EU・ICT政策対話、日EU・ICT戦略ワークショップの機会を活用し、今後も継続して議論を深めていく。

#### 4. デジタル経済に向けたスキル開発 (WP-3/#06/EJ tp EJ )

##### BRTの提言

BRTは欧州におけるデジタルスキルの不足に対して加盟、企業、ソーシャルパートナー、非営利法人、教育機関を結集し、対処する Digital Skills and Jobs Coalition Initiative を歓迎する。

この点でBRTは、欧州委員会と日本政府が革新的な方法で新しい職に対する新しいスキルを作り出すことを保証し、デジタル革命に関連するチャレンジに若い世代が備えるために共通の行動を取ることを奨励する。

ロボットや AI 等の、新しい技術はより良い職と経済成長を作り出す新しい機会として理解されるべきである。全ての世代が新しい労働市場に継続して対応できるように、全ての関係者(大学、デジタル部門、政府、公共機関、組合、企業、中小企業団体)が協力して、新しい職に対する調和の取れた需給のマッチングを確保する解決策を見つけ出し、このことで変化やイノベーションに対する抵抗を防ぐべきである。新しい職に対する適切な技能を創出するための支援や新しい方法を見つける共同イニシアティブや越境協力は強化されるべきである。差別がなく、すべての人々に対する男女共同参画の平等な機会は可能な限り確保されるべきである。

##### <直近の進捗評価>

これは新しい提言である。

##### <背景>

IoT, ビッグデータ, AI, ロボットに代表されるデジタル技術は、ビジネスと社会を変革している。今ある職の一部は、AIやロボットに置き換えられると予想されている。両当局は、職場環境における急激な変化に対するこれらの懸念に対処する必要がある。行動を起こさないことにより、社会において格差が広がる可能性がある。

##### 現在までの取組

AIやロボット等の出現は、日常生活のさまざまな場面に変革をもたらすとともに、我が国の雇用のボリュームゾーンである従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事に大きな影響を与える一方、ビジネスプロセスの変化を通じて、ミドルスキルも含めて新たな雇用ニーズを生み出していく可能性がある。

そこで、IoT, ビッグデータ, AI等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組(プログラミング教育, 社会人の学び直しの推進等)を実施している。

##### 今後の見通し

引き続き、新たな経済社会システムに対応した人材の育成等に資する取組を実施していく。

## 5. デジタル社会に向けた一環した取組み (WP-3/#08/EJ to EJ)

### BRTの提言

革新的なソリューションや製品は社会実装が完了することで、豊かなデジタル社会の実現に貢献できる。その為、イノベーション創出から実装までの連続した包括的な取組みが求められている。

Horizon2020や対応する日本の研究・イノベーションに対する国際協力に関するプログラムは日EUのオープン・コラボレーションに向けた取組みを増加すべきである。

日本とEUは大企業と大学、スタートアップ企業間のオープンイノベーションに関するイニシアティブを強化すべきである。

日本とEU及びその加盟国は、それぞれが支出した本分野に関する主要なイニシアティブに関する情報を共有すべきである。日本とEU及びその加盟国は協力を強化すべきである。

BRTはHorizon2020日本の第5期科学技術基本計画におけるイニシアティブが日EUの戦略的なR&D協力をさらに進めることを期待している。

両当局は、先進的な製造やIoT、サイバーセキュリティ等の国際標準化に向けた共同R&Dプログラムをより優先すべきである。日EU間の規制協力は両地域において新しいサービスと製品の普及を通じて社会のデジタル化を加速させる。

### <背景>

日EUは高齢化、気候変動、資源の制約といった共通の社会的課題を抱えている。科学技術イノベーションは成長のエンジンである。日EUの専門的知見に関する協力を強化することは、複雑な課題に対処する新しい製品・サービスを作り出す可能性を高める。

各々のR&Dプログラムが調整され、両地域からのR&Dプログラムへの相互参加が容易になれば、各国はより効果的に人的資源や財政資金を活用することができる。

スタートアップは新市場開発における最先端の取組みを行っている。スタートアップの敏捷性は短納期で革新的なサービスを可能にしている。開発者は、大企業、ITサービス企業、デジタル機関、スタートアップで働くかに係らずAPIを使った開発サイクルの最適化に関心がある。このことによりアプリケーションやサービスの利用価値を作り出すことができる。オープンイノベーションの取組みは、顧客に対してよりわ

かりやすく直感的に理解でき、利用とリアルタイムで顧客が必要な情報に対する反応に焦点を絞ったイノベーションを提供し、ネットワークの最適な要素を利用することで、新規ソリューション開発を迅速に行なうことを可能にする。これは変化の梃子であり、顧客利益の為のイノベーションを加速させるものである。スタートアップにより開発されたイノベーションはデジタル世界の変化を引き起こす。特に4つの分野、クラウドと接続されたモノ、拡張現実、ビッグデータ、迅速なデータの分析と加工において、企業と個人生活の関係を新しいものにする。イノベーションの協力プロジェクトはウィン・ウィンの関係を形成すべきである。スタートアップとのオープンイノベーションや協業はスタートアップと大企業の双方にとってメリットがある。

#### 現在までの取組

10月5日に、日EU双方の専門家によるデータエコノミーに関する対話を実施し、そのなかでオープンイノベーションについてのセッションを行った。セッションでは、欧州側から、欧州連合域内におけるリビングラボを繋いだ活動や、Open Innovation 2.0の取組の紹介があり、日本側からは、大企業や中堅企業のイノベーションを支援するアクセラレーターとして設立された一般社団法人 Japan Innovation Network (JIN) から、欧州発の Future Center Alliance の概念を取り入れた、産官学がイノベーションを創出・加速するための環境構築や活用を行う Future Center Alliance Japan (FCAJ) の取組を紹介した。欧州側からは、FCAJがイノベーションを促進する「場」として位置づけているリビングラボの日本での展開を促進し、双方の協力を加速するため、既に350箇所を越える拠点を有している欧州域内のラボの見学と意見交換を行うためのワークショップ開催の提案があった。

#### 今後の見通し

欧州側から提案のあったワークショップ等の開催を通じて、双方の産官学による協力を促進していく。

## ワーキング・パーティ 4 エネルギー，環境，持続的成長

### 1. エネルギー基本政策（WP-4／#02／EJ to EJ）

#### BRTの提言

##### ・安定供給，経済性，環境，安全基準の調和：

エネルギーは経済活動の基盤をなすものであり，エネルギー需要削減努力と同時に安定的供給と適正な電気料金を確保することは，事業活動に重要というだけでなく企業の存続や新しいビジネス機会創出に大きな影響を及ぼすものである。また，環境負荷についても十分な配慮が必要である。

このような観点から，両国政府は原子力発電の将来の役割を慎重に考慮すべきである。

##### ・国際的見地からの各国との連携：

世界のエネルギー需給構造に関して，需要がアジア中心に変化しているというだけでなく，天然ガス，再生可能エネルギー，原子力などエネルギー源の多様化が顕著になってきている。一方で，地球環境への影響が深刻化して，エネルギー問題はより複雑化してきている。

このような状況から，日・EUはエネルギーや環境の観点から，より包括的な協力関係の枠組みを推進する必要がある。

IEAやIAEAとの関係や，欧州との様々な国際委員会での情報交換により協力を深めるべきである。

##### ・短期，中・長期でのエネルギー戦略：

COP21に参加した全ての国が，地球温暖化対策となる二酸化炭素排出を抑制するための方向性を確認した。

経済成長とCO<sub>2</sub>排出抑制を両立させるということは非常に重要なポイントであり，COP21ではCO<sub>2</sub>削減の方向性が決定されたが，こうした取組を持続的に継続するには経済成長とのセットが欠かせない。

B20のエネルギー・気候・資源効率タスクフォースの2017政策文書で示されたように Carbon Pricing はひとつの方策かもしれないが，実行に際しては，賛否両論を注意深く吟味する必要がある。

将来，政府・産業界・国民は，エネルギーの現状をしっかりと理解し，何が一時的・循環的な変化で，何が永続的な変化なのか，また，今後どのようなリスクとチャンスが考えられるか，更に，エネルギー・システムをより安全・確実に持続可能な状況にするには何ができるのかを見極め，短期的なエネルギー戦略と中・長期的な戦略を考慮

すべきである。

・多層的なエネルギー供給による安定供給の実現

全てのエネルギー源には、必ずその採用に際して強みと弱みが併存しており、安定的、経済的に全て満足できるエネルギーはない。従って、平時だけでなく緊急時においても機能させるような多層的なエネルギー供給体制を構築すべきである。

・エネルギー・インフラの整備と更新：

安定的適切なエネルギー供給を確保するには、日本EUは、決定されたエネルギー・ミックスを実現させるエネルギー・バリューチェーンを構築するベスト・プラクティスを共有し、安全性を高めるため古い機器や設備を更新することを検討すべきである。

**現在までの取組**

2015年7月、将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示す、2030年度のエネルギーミックスを策定した。このエネルギーミックスは、安全性の確保を大前提に、①安定供給、②電力コストの引き下げ、③CO2排出の抑制、の3つを同時に達成するよう検討を行ったもの。この中で、原子力は20～22%程度活用することとしている。原子力発電所については安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会によって世界最高水準の新規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し再稼働を進める。この2030年目標の実現に向けた議論を2017年8月から開始した。

一方、パリ協定の目標達成は、従来の取組の延長では実現が不可能である。2050年視点での長期的なエネルギーの将来像を多面的に議論するため、有識者会議を設置し、2017年8月から検討を開始した。地政学上のリスクや地球温暖化対策の動向、それに伴って変化する企業の経営戦略、その背景にあるイノベーションの変化等様々な要素について、洞察を深め、日本の長期的なポジションを見極めていく。原子力についても、その位置付けについて多面的に議論がなされている。

また、IEA、IRENAやIAEA、G8/G7、アジア太平洋経済協力(APEC)、ASEAN+3等の国際的・地域的なフォーラムの活動に積極的に貢献した。例えば、2015年のIRENA総会、2016年のG7北九州エネルギー大臣会合・伊勢志摩サミット及びエネルギー憲章会議第27回会合では我が国が議長国を務めるとともに、日本国内における国際会議等でIEA事務局長等による講演を実施するなど、国際協力体制の拡大・深化を図った。国際的な見地からの各国との連携については、在京大使館を対象とした福島県いわき市にある勿来(なこそ)発電所及びその他の復興支援関連施設の視察、高効率石炭火力発電導入に関するワークショップを実施した。欧州を含む参加外交団は、世界トップレベルの商用石炭ガス化複合発電(IGCC)設備を有す

る勿来発電所の関連施設を視察し、我が国の最先端の技術・研究開発に関する理解を深めた。

#### 今後の見通し

2015年7月に策定したエネルギーミックスの実現に向け、徹底した省エネ、再エネの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保、安全性の確認された原発の再稼働といった取組を進めていく。原発の再稼働については、2017年5月17日に高浜原発4号機が起動し、5月22日に発電を開始、2017年6月6日に高浜原発3号機が起動し、6月9日に発電を開始した。原子力規制委員会は、引き続き新規規制基準への適合性に関する審査を実施していく。

また、中・長期的なエネルギー政策の議論については、引き続き、有識者をはじめ、様々な意見を踏まえながら対応を検討していく。

IEA、IRENAやIAEA、G8/G7、G20、APECなどの国際的・地域的なフォーラムについても、引き続き積極的に貢献していく。

## 2. 再生可能エネルギー (WP-4/#05/EJ to EJ)

#### BRTの提言

再生可能エネルギーは地球温暖化対策の重要な担い手として期待され、課題とされてきたコストの面でも近年改善がみられる。同時に、引き続き経済面効率安全面、安定面からの検討も十分行うべきである。

##### ・再生可能エネルギーの長所

風力、太陽光、水力、地熱、潮力、バイオマスなど様々なOptionはあるが、現状では一定程度のベース電源となっている水力を除いて、地域的な適正に左右されるため、経済面、効率面、環境面、安全面、安定面で題があり、具体的な普及には検討がなされるべきである。

こうした不安定要素を克服するには、以下を考慮すべきである。

- ・高度分散型再生可能エネルギー源の選択を総合的に発展させる。
- ・CO<sub>2</sub>排出に関する全ての間接費用を含めた伝統的エネルギー源と比較した再生可能エネルギーの全費用を評価する。
- ・化石燃料の補助金を徐々に廃止すると共再生可能エネルギー技術現状の補助金やインセンティブを維持する。
- ・未完成の再生可能エネルギー技術研究を商業化するため推進。
- ・太陽光発電装置の標準化

G8各国、特に伝統的な家庭の電気プラグ経由の簡単な接続でマイクロインバ

一ター太陽光発電装置の飛躍的拡大があるEUと米国の経験がある。日本では住居の太陽光発電が盛んである。EUと日本の産業界及び消費者は、簡単なPlug & Playのマイクロインバーター付の太陽光発電の統一技術規格や標準化により、格段に利用価値が増す。

・日本における固定価格買い取り制度：

日本では、再生可能エネルギーへの固定価格買い取り制度（FIT）で設備認可を取得しながらいくつかのアプリケーション・プログラムで稼働に至らない案件が多く、過大な国民負担やより低コスト・高性能な後発事業者の参入阻害の懸念がある。特に急速な導入拡大が進んでいる太陽光のFITについては、国民負担抑制の観点から事業者のコスト低減努力を促すような設定が必要である。一方、より発電コストが低いものの事業立ち上げまでのリードタイムが長い水力、地熱、力、また、地産地消に資するバイオマスへの導入がより促進されるべく努力する必要がある。

その上、政府はグリーン・エネルギーを奨励するため、日本やEU諸国での固定価格買い取り制度における優れた実践例を評価すべきである。

#### **現在までの取組**

再生エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針。このため、本年4月に施行した改正FIT法では、新しい認定制度を創設し、未稼働案件の排除と新たな未稼働案件の発生防止を図っている。また、大規模太陽光を対象とした入札制を導入する等、コスト効率的な導入を促すと共に、風力、地熱、バイオマス、中小水力等リードタイムの長い電源については複数年先の買取価格を予め提示することで事業者の予見可能性を高め、参入を後押ししている。

また、太陽電池の規格の標準化については、日本では系統連系規程および内線規程にマイクロインバータの項目を整備した。

#### **今後の見通し**

改正FIT法の適切な運用に加えて、規制・制度改革、研究開発などさまざまな施策を総動員して、エネルギーミックスにおいて示した2030年度における再生可能エネルギーの導入水準（22－24％）の実現に向けて取り組んでいく。

また、太陽電池の規格の標準化については、引き続き推進していく。

### **3. ICTによるスマート・グリッド・配電ネットワーク統合（WP-4／#06 ／EJ to EJ）**

#### **BRTの提言**

将来のグリッドにおける再生可能エネルギーシステムの増加は、分散したエネルギー生産が相当数起こるということである。これは、中央の送電オペレーターの制御バランスに対して、ローカルグリッドのエネルギー・バランスが優先されるということである。これを実現するには、プロシューマーによる自由にエネルギーを自動送配電するシステム、地域の事情によって決まるエネルギー価格の弾力性、更にエネルギー蓄積を利用することで順応性を高めることなどが考えられる。

自然災害の場合、リモート地域へのローカルな持続可能性や中断無い電力供給は、電力マイクロ・グリッドの孤立した状態となる可能性に向けたグリッド計画につながる。

プロシューマー、スマート・グリッド、マイクロ・グリッド、エネルギー蓄積、Eモビリティの役割顕在化は、電力の生産、送電、配電、販売のバリュー・チェーンにおける異なる役割・責任の配分が要求される。

こうしたトレンドの全ては、IoT、ビッグデータ、等最先端のICTによって支えられたメイン・グリッドに接続された多数のスマート・グリッドに結論づけられる。

・蓄電池：

再生可能エネルギーの普及・拡大と連動して、グリッドの安定、電力のピーク・シフト、安定した電力供給の対応が課題となっている。今後蓄電池需要が非常に拡大することが予想されるが、蓄電池の安全基準の調和、試験プロトコルの標準化や共通化、相互承認制度の導入など、EUと日本の間で推進されるべきである。

蓄電池は、利便性のある電気を貯蔵することにより、いつでもどこでも利用できることにより、エネルギー需給構造の安定化に貢献する。電力を長期に、大容量に蓄電できる技術として、水素によるエネルギー貯蔵システムも効率的な電力活用手段として積極的に活用すべき技術である。

スマート・グリッドの発達により用途も車載、住宅・ビル・事業用など広範囲な応用が考えられる。日本とEUは、引き続き技術開発や標準化で低コスト、高効率化に向けて協力していくべきである。

また、再生可能エネルギーの普及により、分散電源の増加による系統の不安定化が起きているが安定性を保つシステムはコストが高い。最近ではクラウドの利用により低コストで集中的にデータを吸い上げ制御することがICTの利用により可能となっている。蓄電池についても一方の電池は枯渇しながら、もう一方の電池は十分充電され、更なる蓄電が出来ないというアンバランスを防ぐ技術の開発が進められている。マイクロ・グリッドにより太陽光発電の効率的な電力への対応も容易となるICT利用も積極的におこなうべきである。

対策としては、

1)コストのかかる電力配分ネットワークや新規の大容量発電機への投資を減らし、自発的に住宅用や小企業向けのPV設置の役割を強化すべき。また、有害な環境介

入を軽減すべきである。

2) 規制を通じたPVインバーターの採用を推進すべきである。

3) 蓄電池を用いて、スマート・グリッドやマイクロ・グリッドを通じた電力の質や安定性の改善。

4) 住宅、小商店用の分散型PVの技術標準化の統一や、最新の米国ルール 21／2017での高い標準に匹敵する標準をEUと日本で統一すべきである。

5) Eモビリティの促進につながる環境にやさしい発電である高分散型スマート・グリッドへの資金刺激策や促進プランを用意すべきである。

#### 現在までの取組

電力需給調整のための蓄電池については、バーチャルパワープラントにおける有望なエネルギー源として活用すべく、バーチャルパワープラントの構築を目指した実証事業を実施していることに加え、低コスト化に向けた技術開発や大型蓄電池の実証を行ってきた。

#### 今後の見通し

電力需給調整のための蓄電池については、引き続き研究開発・実証等を通じ、VPPなど活用の多様化、低コスト化を図り、導入を促進する。

### 4. 省エネルギーとエネルギー効率 (WP-4／#08／EJ to EJ )

#### BRTの提言

##### ・分野ごとの省エネルギー強化:

家庭・業務分野で省エネルギー効果が見込めるものは、住宅や建築物省エネルギー対策で、断熱材や高性能の窓が有効となっている。

冷蔵庫、調機、サーバー、LED照明など電気機器の省エネ技術も進化している。運輸分野では、EV、PHEV、Clean Diesel、液体水素燃料(FCV)などの自動車によるエネルギー効率や環境フットプリントが進化している。日本とEUは先行市場の導入を促進するための標準規格や、関連した標準や規制の調整や簡素化について協力すべきである。

全ての分野に共通するのはエネルギー・マネジメントの導入もエネルギー効率を高めるために有効な手段である。

日本とEUはエネルギーの効率を高めるため、法規の改定、ベストプラクティスを通じたエネルギー効率を高める技術や方法論への投資などの刺激策について変更や調整を行うべきである。同時に、ビルの防音や室温安定に影響ある積極的な対策が補完すべきである。

ビルの標準や家屋の断熱に対する規制を早期に講じれば、エネルギー効率の高いビルや家屋が、家庭や国家レベルでエネルギー消費や支出を抑え CO2 削減と健康維持に貢献すると考える。

部品や材料のエネルギー節約を検証する試験プロトコルの標準や相互承認評価の調整が実行されなければならない。

#### **現在までの取組**

日本政府は、家庭・業務部門における徹底した省エネを推進するため、省エネ法のトップランナー制度に基づき、自動車・家電製品・建材等（現在は32品目が対象）の性能目標を設定し、製造又は輸入事業者に目標達成を求めている。平成28年10月に、乗用車等の燃費基準達成判定に燃費の国際統一試験法を導入し、平成29年7月に同試験法で得られる走行環境毎の燃費表示を義務付けている。また、平成29年3月に、ショーケースに係る目標を新たに設定した。なお、我が国は、WTOのTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）に基づき、WTO加盟国に対し当該目標案の概要を事前に通報している。

また、住宅・建築物の省エネ化を推進するため建築物省エネ法に基づき、平成29年4月から、大規模な非住宅建築物を新築等する際には省エネ基準への適合を義務化した。併せて、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化に向けた取組を進めている。

#### **今後の見通し**

日本政府は、家庭・業務部門における徹底した省エネを推進するため、省エネ法や建築物省エネ法に基づく規制措置と、補助金などの支援措置の両輪により、引き続き、両部門の省エネルギー対策を強化していく。なお、電子計算機（サーバーを含む）及び磁気ディスク装置の省エネ基準の見直しにおいて、測定方法の国際調和を検討していく。

### **5. 資源効率・循環経済の促進 (WP-4/#11/EJ to EJ)**

#### **BRTの提言**

資源価格は短期的に低下しているが、中長期的に見れば、資源制約は経済成長を阻害する要因となる可能性があり、資源利用の効率向上は不可欠の取組である。この観点から日本とEUは、昨年開催されたG7エルマウサミットにおいて「資源効率に関するG7エルマウサミットにおいて「資源効率に関するG7アラインス」が設立されるなど、国際的に資源効率・循環経済の議論が進展していることを歓迎する。また、2015年EUが「循環経済パッケージ」を公表し、資源効率の向上に向けて取組を進めていることを歓迎する。

資源効率・循環経済の議論は、リサイクルなど「静脈」産業にとまらず製品の長寿命化、サービス共有の、稼働課金によるモノのサービス化など、製造事業者やサービス事業者を始めとする「動脈」側の企業にも影響を与えうる広範な概念を含んでおり、今後、新たな成長と雇用創出に通じるビジネス機会となり得るポテンシャルを秘めている。

実際のところ、このようなビジネスは欧州と日本で進んでいる。例えば、ヨーロッパ循環経済産業プラットフォームのショーケースではどのようなビジネスで循環型経済が既に実現し、更なる深化した循環に挑戦しているかが示されている。

一方で、過度に規制的手法による資源効率の追求は経済成長を阻害する可能性もあり、その推進にあたっては、ステークホルダーによる自主的取組の促進など、むしろ経済成長につけていくため手法の選択が望まれる。また、二次原材料の国境を越える移動が常態となっている現状を踏まえ、資源効率の追求には国際循環の視点が不可欠である。

日本とEUは、上記観点から各々の資源効率向にけた取組を進めると共に、相互に整合的なルール策定に向けて協力していくべきである。加えて、日本とEUは、資源効率・循環経済の制度面技術に関して有する、国際的な先進性、優位性を活かし、双方が協力・連携を深めて、将来の循環経済・資源方向性、制度整備・仕組みの構築に向けた国際的な議論をリードしていくこと期待する。その関連で、来るG7プロセスにおいても、資源効率・循環経済について積極的な議論がなされることを期待する。

#### 現在までの取組

日EU産業政策対話の枠組の下、資源効率に係る規制協力についての議論が実施されている。

具体的には2017年2月に開催された基準認証WG及び4月の気候変動・環境WGにおいて、国際的な資源循環について情報共有を図ると共に、資源効率性を始めとする政策の最新動向について意見交換を実施。

G7においては、ポローニャ環境大臣会合において資源効率性に関する共通の活動の推進を目指す、「ポローニャ・5カ年ロードマップ」を採択。

また、11月にはG20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げられたG20資源効率性対話において、ライフサイクル全体にわたる資源効率性及び持続可能性を向上させるため、並びに、持続可能な消費生産形態を促進するため、グッド・プラクティス及び各国の経験を共有した。

#### 今後の見通し

引き続き、日EU産業政策対話における規制協力に関する議論を継続し、資源効

率に係る共通的なルール策定に向けて協力を進める。また、セミナーやWS等を通じて、産業界を始めとするステークホルダーとの対話を進め、情報共有を図っていく。